

二本松市
第八次高齢者福祉計画・
第七期介護保険事業計画
(素案)

平成30年 月
二本松市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画策定の目的.....	2
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画の期間.....	3
5 計画策定の体制.....	3
6 介護保険制度の改正内容.....	4
7 日常生活圏域の設定.....	5
第2章 二本松市の現状	6
1 総人口と高齢者の推移と将来推計.....	6
2 要支援・要介護認定者の推移と将来推計.....	10
3 介護保険事業の実施状況.....	13
4 給付費の状況.....	18
5 給付費の第六期計画の検証.....	23
6 日常生活圏域ニーズ調査.....	26
7 課題のまとめ.....	37
第3章 計画の基本的な考え方	41
1 基本理念.....	41
2 地域包括ケアシステム.....	41
3 基本目標.....	43
4 施策の体系.....	45

第4章 施策の展開	46
1 地域包括ケアシステムの推進体制の充実.....	46
2 健康づくり・介護予防を推進する地域づくり.....	54
3 住み慣れた場所でいつまでも暮らせる地域づくり.....	58
4 安全・安心して暮らせる地域づくり.....	64
5 高齢者の社会参加と生きがいづくり.....	69
6 介護保険事業の適正・円滑な運営.....	73
第5章 介護サービスなどの見込み量の算定	77
1 介護保険事業の量の見込み.....	77
2 介護保険給付費見込み額の推計.....	90
3 介護保険料の設定.....	93
第6章 計画の推進体制	97
1 推進体制の整備.....	97
2 人材の育成.....	97
3 地域密着型サービスにおける基盤整備.....	97
4 関係行政機関等との連携.....	98
5 計画の達成状況の点検及び評価.....	99

1 計画策定の背景

高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐるさまざまな問題が浮かび上がっています。日本の高齢者人口（65歳以上人口）は近年一貫して増加を続けており、平成27年の国勢調査では、高齢化率は26.6%となっています。二本松市でも、平成27年に団塊の世代が65歳を迎えた以降、高齢者人口は益々増加し、今後とも、高齢化がさらに進行し、特に後期高齢者が急増することが予測されています。

こうした中、地域では一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の益々の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う介護離職の増加、高齢者虐待の危険性などの問題への対応が課題となっています。また、要介護認定者の増加に伴う介護保険サービスの給付費の増加や介護職の離職率の高さを背景とする人材不足なども問題視される中、介護保険制度の持続可能性を確保することが必要です。

さらに、平均寿命が延びている一方、介護が必要な期間が増加しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことも求められています。

このような課題に直面する中で、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援や、要介護状態の重度化防止のために、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築が引き続き課題となっています。

この仕組みを構築していくため、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携等による解決が図られる包括的な支援体制づくりを進めることが重要視されています。

本市としては、高齢者が安心して暮らせるよう高齢者福祉の向上を図るため、『二本松市第七次高齢者福祉計画・第六期介護保険事業計画』を策定し、高齢者福祉に関する施策を総合的に推進してきました。

平成29年度には、本計画の計画期間（平成27年度～29年度）が終了することから、国や県の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が75歳になる2025年（平成37年）を見据え、「地域包括ケアシステム」の実現をめざす新たな計画を策定します。

2 計画策定の目的

本計画は、二本松市の高齢者福祉及び介護保険事業の運営にかかる基本理念・基本目標を定め、併せてその実現のための施策を定めるために策定するものです。

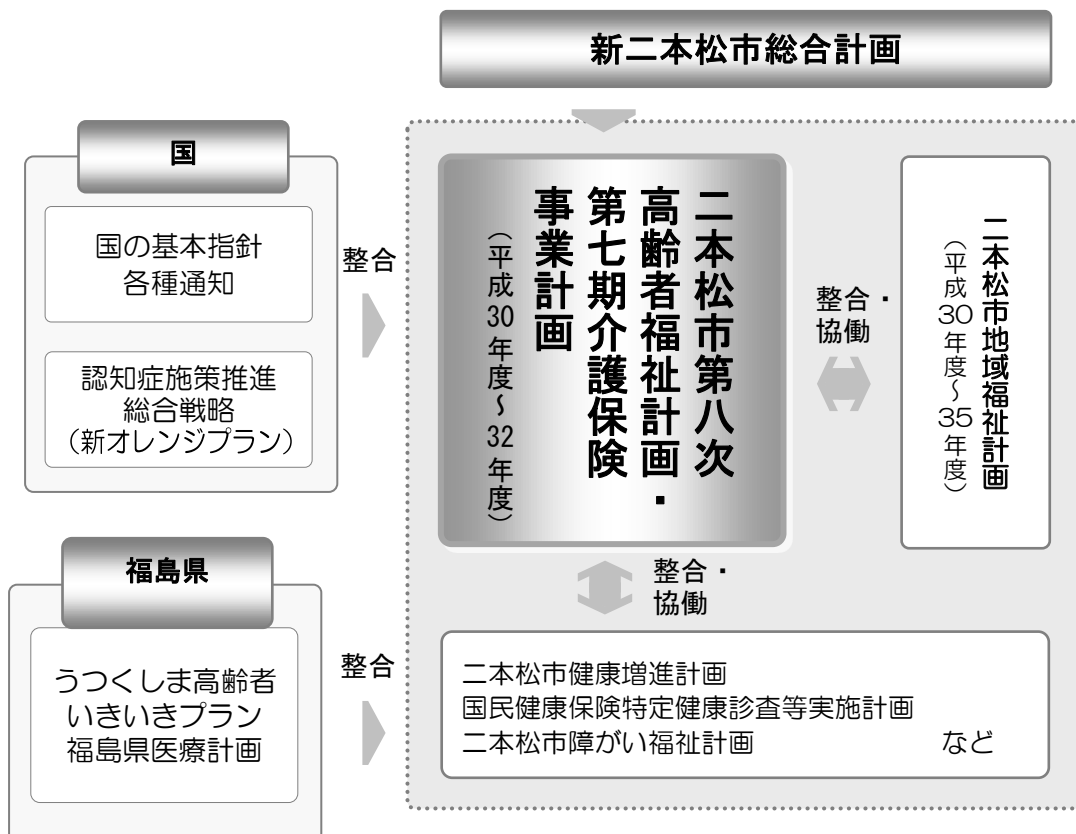
3 計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、市が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

本計画は、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」の調整等を図りながら一体的に策定するものであり、本市における高齢者福祉施策の総合的指針として位置付けられるものです。

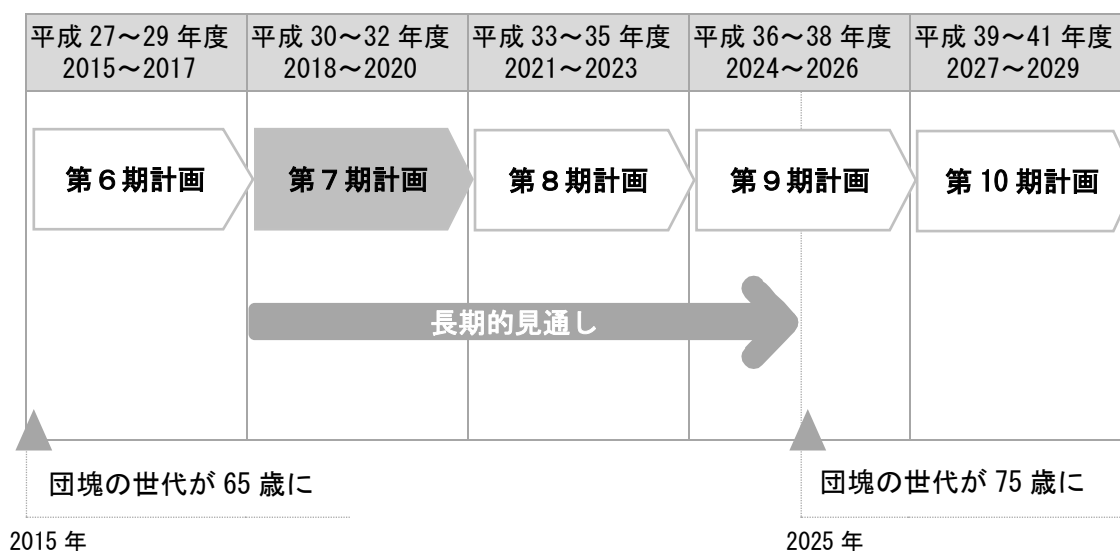
本市の計画体系においては、「新二本松市総合計画」を上位計画と位置付けており、本計画は高齢者分野の個別計画として位置づけられるものです。また、「二本松市地域福祉計画」をはじめとする保健・医療・福祉に関わる市の諸計画との整合を図り、高齢者施策を具体化する計画となります。

さらに、第八次福島県高齢者福祉計画・第七次福島県介護保険事業支援計画及び第七次福島県医療計画とも整合を図ります。



4 計画の期間

本計画の対象期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とし、前計画から引き続き、団塊の世代が 75 歳になる 2025 年（平成 37 年）までの中長期的な視野に立った見通しを示しています。



5 計画策定の体制

① 二本松市高齢者福祉計画等策定委員会

本計画の策定、実施にあたっては、市民と行政が一体となった連携・協働が極めて重要であることから、計画策定過程における市民参加を積極的に推進するため、各分野の代表などで構成される「二本松市高齢者福祉計画等策定委員会」において協議を行いました。

② 意見公募（パブリック・コメント）

本計画の策定にあたり、計画の素案を市のホームページへ掲載、市役所本庁、各支所での閲覧等により公開して、市民及び関係事業所等からの意見を募集しました。

6 介護保険制度の改正内容

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう、介護保険法等の改正が行われています。

(1) 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進

- ・ 保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組みを進めていきます。

(2) 新たな介護保険施設の創設

- ・ 今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設『介護医療院』が創設されます。【2018年（平成30年）4月施行】

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進

- ・ 高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに『共生型サービス』が創設されます。【2018年（平成30年）4月施行】

(4) 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

- ・ 2割負担の方のうち特に所得の高い方は3割負担となります。
（ただし、月額44,400円の負担の上限あり。）【2018年（平成30年）8月施行】

(5) 介護納付金における総報酬割の導入

- ・ 第2号被保険者（40～64歳）の納める保険料は、健康保険組合などの医療保険者から負担される介護納付金として、介護保険の財源を支えています。この介護納付金の負担方法が、『加入者数に応じて負担』から『報酬額に比例した負担』に変更され、段階的に移行していきます。【2017年（平成29年）8月分から段階的に実施】

7 日常生活圏域の設定

本市の日常生活圏域は、合併時の旧市町の区域に基づき、二本松地域、安達地域、岩代地域、東和地域の4生活圏域を設定し、地域包括支援センターが中心となり、身近な相談を含めた包括的支援事業や、要支援認定者への介護予防ケアマネジメントを一体的に行ってきました。

本計画期間においては、さらに二本松地域を中学校区で3つに区分した6圏域を日常生活圏域として設定し、高齢者支援の推進を図ります。

生活圏域名	対象中学校区
二本松第1生活圏域	二本松第一中学校区
二本松第2生活圏域	二本松第二中学校区
二本松第3生活圏域	二本松第三中学校区
安達生活圏域	安達中学校区
岩代生活圏域	小浜中学校区、岩代中学校区
東和生活圏域	東和中学校区

第2章

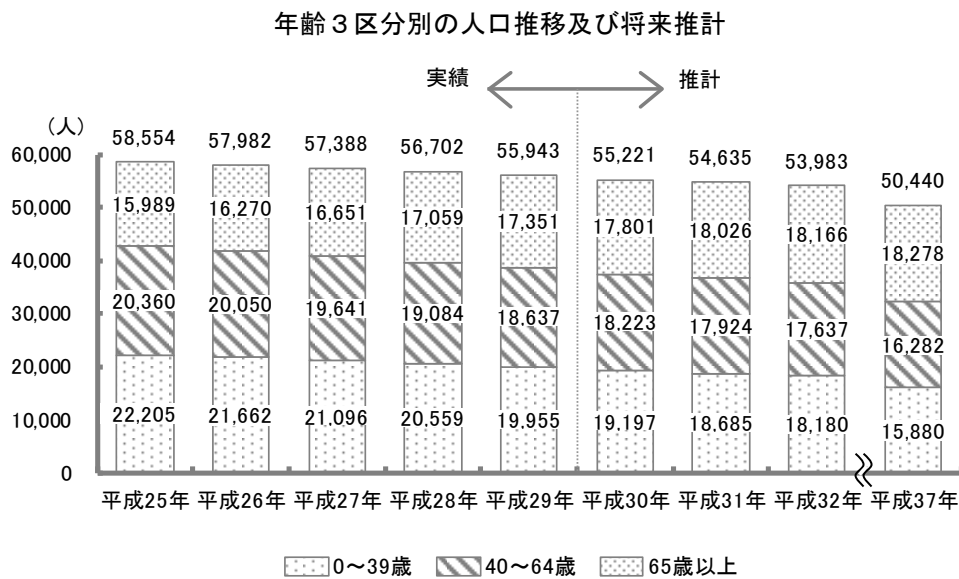
二本松市の現状

1 総人口と高齢者の推移と将来推計

(1) 総人口の推移と将来推計

本市における人口の推移をみると、年々減少しており、平成29年4月1日時点では55,943人となっています。また、平成30年以降も減少していくと見込まれており、平成37年では50,440人となると見込まれています。

年齢3区分別にみると、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、平成29年4月1日時点では17,351人となっています。また、高齢者人口は今後も増加していくと見込まれており、平成37年では18,278人となると見込まれています。

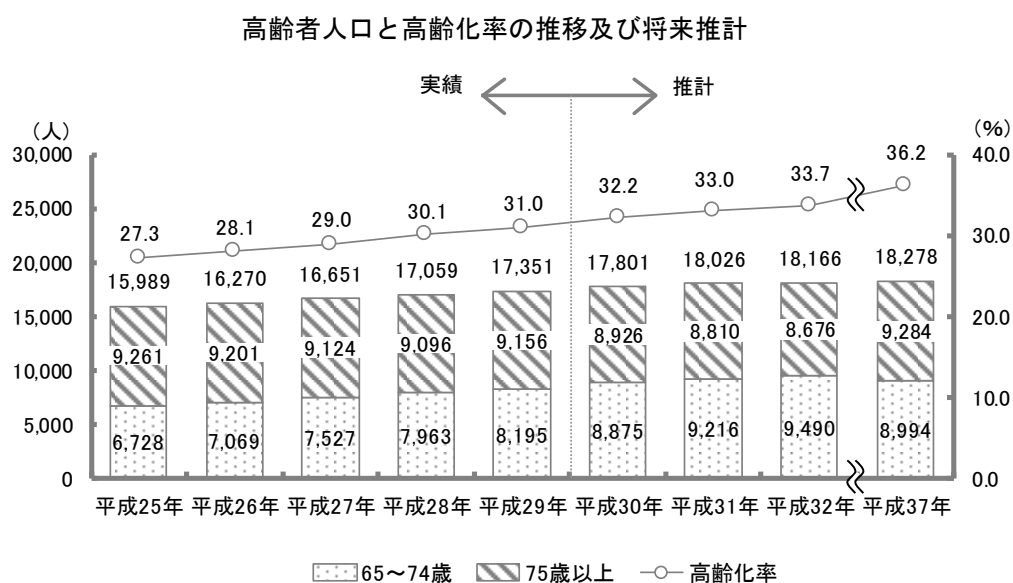


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）及び住民基本台帳に基づく推計値

(2) 高齢者人口及び高齢化率の推移と将来推計

高齢者人口は年々増加しており、内訳をみると65～74歳の前期高齢者は、年々増加し、平成29年には8,195人で、75歳以上の後期高齢者は横ばい傾向で推移し、平成29年には9,156人となっています。また、前期高齢者は平成32年までは増加していくと見込まれていますが、平成37年で減少し8,994人となると見込まれています。後期高齢者は平成32年までは減少していくと見込まれていますが、平成37年で増加し9,284人となると見込まれています。

高齢化率をみると、年々増加しており、平成29年には31.0%となっています。また、平成29年以降も増加していくと見込まれており、平成37年には36.2%となると見込まれています。



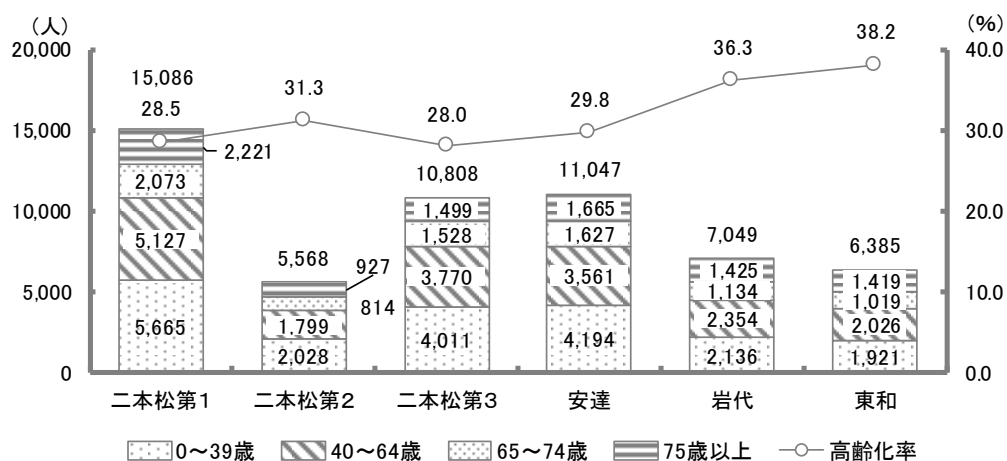
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）及び住民基本台帳に基づく推計値

(3) 日常生活圏域別にみた人口と高齢化率

平成29年4月1日現在の日常生活圏域別人口をみると、二本松第1生活圏域が15,086人と最も高く、次いで安達生活圏域が11,047人、二本松第3生活圏域が10,808人、岩代生活圏域が7,049人となっています。

高齢化率をみると、東和生活圏域が38.2%と最も高く、次いで、岩代生活圏域が36.3%、二本松第2生活圏域が31.3%、安達生活圏域が29.8%となっています。

日常生活圏域別の年齢層別人口と高齢化率

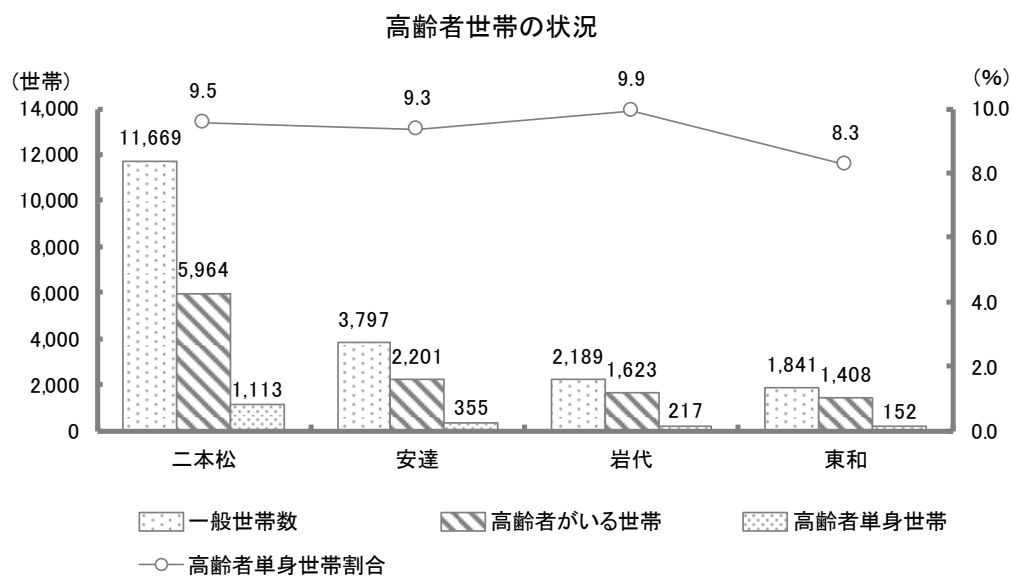


資料：住民基本台帳（平成29年4月1日現在）

(4) 高齢者世帯の状況

高齢者単身世帯をみると、二本松地域が 1,113 人と最も高く、次いで、安達地域が 355 人、岩代地域が 217 人となっています。

一般世帯数に対する高齢者単身世帯の割合をみると、東和地域が 8.3%と他の地域に比べ低くなっています。



資料：平成 27 年国勢調査

2 要支援・要介護認定者の推移と将来推計

(1) 要支援・要介護状態区分別の認定者数の推移と将来推計

要支援・要介護認定者の推移をみると、年々増加しており、平成28年には3,244人となっています。うち第1号被保険者は3,138人となっています。また、平成29年にわずかに減少すると見込まれますが、以降は増加していくと見込まれており、平成32年には3,300人、平成37年には3,358人となると見込まれています。

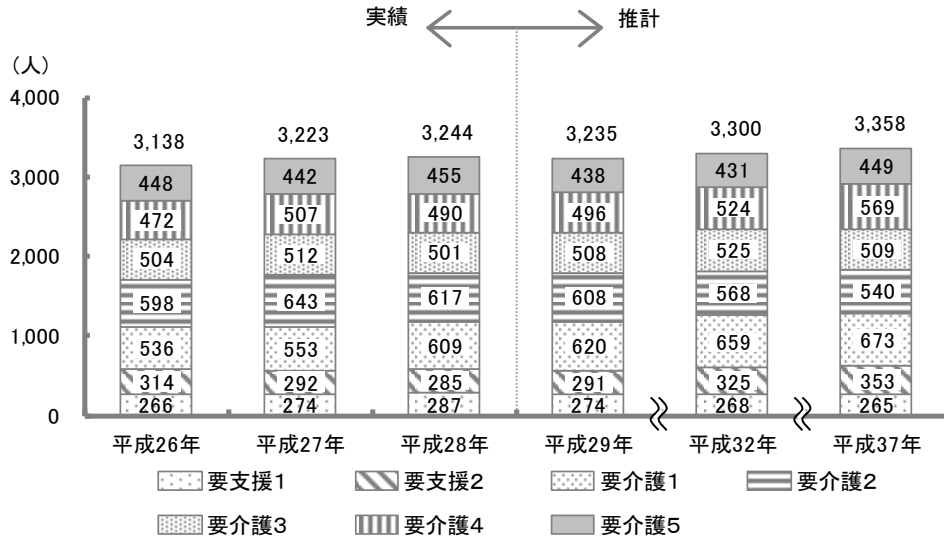
要支援・要介護認定者の推移

単位：人

	平成26年			平成27年			平成28年		
	総数	第1号被保険者	第2号被保険者	総数	第1号被保険者	第2号被保険者	総数	第1号被保険者	第2号被保険者
総数	3,138	3,026	112	3,223	3,114	109	3,244	3,138	106
要支援	580	558	22	566	545	21	572	554	18
要支援1	266	259	7	274	267	7	287	281	6
要支援2	314	299	15	292	278	14	285	273	12
要介護	2,558	2,468	90	2,657	2,569	88	2,672	2,584	88
要介護1	536	515	21	553	537	16	609	596	13
要介護2	598	583	15	643	616	27	617	597	20
要介護3	504	484	20	512	496	16	501	482	19
要介護4	472	455	17	507	495	12	490	479	11
要介護5	448	431	17	442	425	17	455	430	25

資料：要介護認定審査情報（各年9月1日現在）

要支援・要介護認定者と要介護認定率の推移及び将来推計

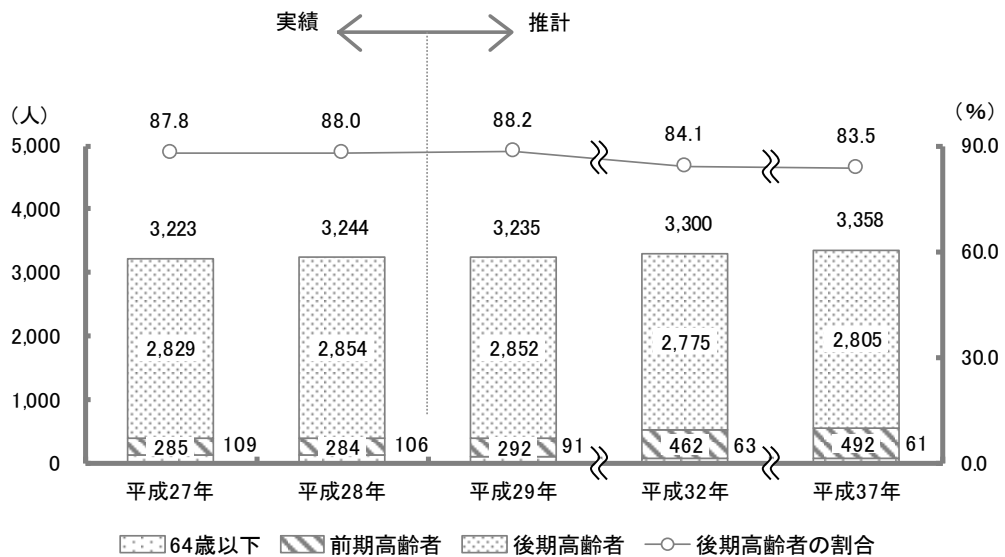


資料：要介護認定審査情報（各年9月1日現在）
平成29年、32年、37年は見える化システム*による推計値

(2) 年齢別の要支援・要介護認定状況の推移と将来推計

年齢別の要支援・要介護認定者の推移をみると、65～74歳の要支援・要介護認定者は増加しており、平成29年以降も増加していく見込みです。また、75歳以上の後期高齢者の要支援・要介護認定者は横ばいとなっており、75歳以上の割合は減少していくと見込まれています。

年齢別の要支援・要介護認定状況の推移及び将来推計



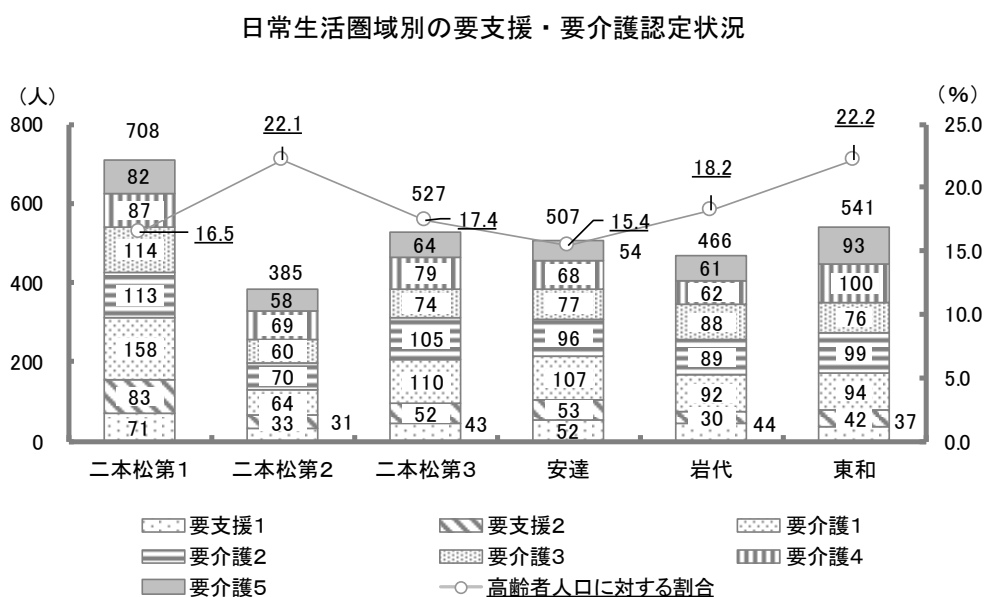
資料：要介護認定審査情報（各年9月1日現在）
平成29年、32年、37年は見える化システムによる推計値

※厚生労働省による介護保険事業計画等の策定・実行を支援するための情報システム

(3) 日常生活圏域別にみた要支援・要介護認定状況

日常生活圏域別の要支援・要介護認定状況をみると、二本松第1生活圏域が708人と最も高く、次いで東和生活圏域が541人、二本松第3生活圏域が527人、安達生活圏域が507人となっています。

高齢者人口に対する割合をみると、東和生活圏域が22.2%と最も高く、次いで、二本松第2生活圏域が22.1%、岩代生活圏域が18.2%、二本松第3生活圏域が17.4%となっています。



資料：要介護認定審査情報（平成29年4月1日現在）

3 介護保険事業の実施状況

(1) 要支援・要介護状態区分別のサービス利用状況の推移

平成28年の受給者数は2,751人で、認定者3,203人に占める受給率は85.9%となっており、認定者数、受給者数、受給率とも年々増加しています。

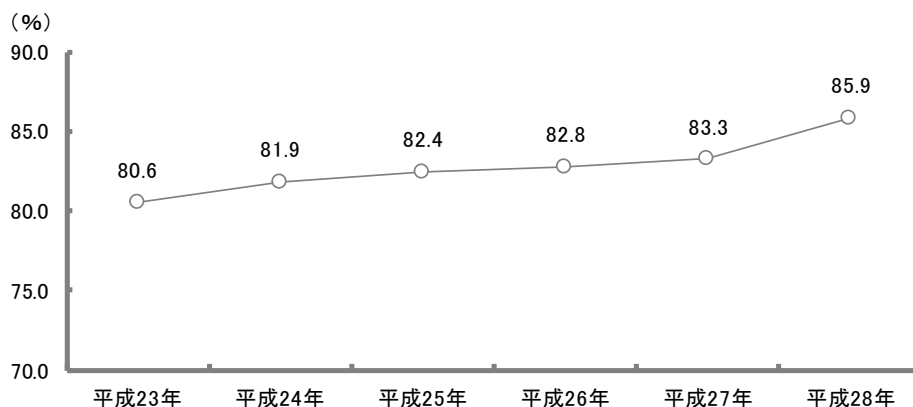
サービス利用者の推移

単位：人

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総数	2,278	2,378	2,465	2,553	2,640	2,751
要支援	324	316	286	329	310	319
要支援1	125	116	114	140	145	151
要支援2	199	200	172	189	165	168
要介護	1,954	2,062	2,179	2,224	2,330	2,432
要介護1	328	341	393	390	396	482
要介護2	497	502	500	532	567	577
要介護3	433	454	497	479	485	486
要介護4	367	406	400	442	481	478
要介護5	329	359	389	381	401	409
受給率	80.6	81.9	82.4	82.8	83.3	85.9

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
要介護（要支援） 認定者数	2,828	2,905	2,990	3,083	3,171	3,203

受給率の推移

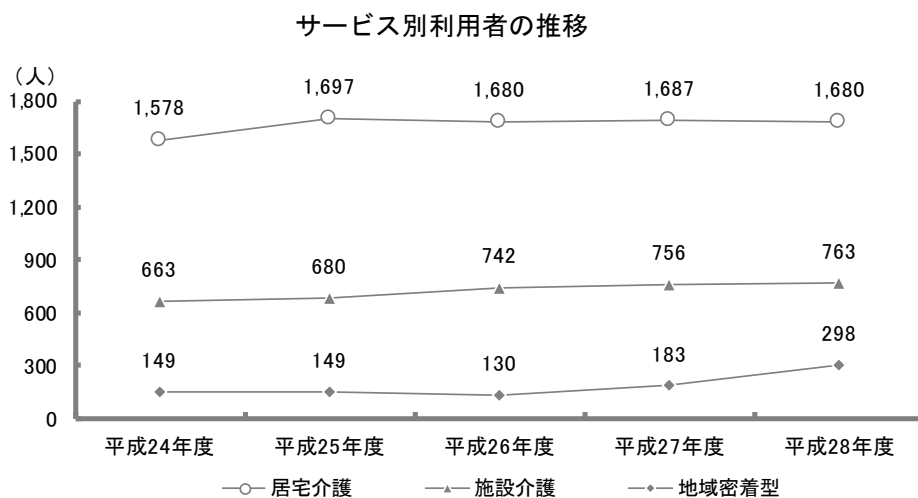


資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

(2) 介護保険事業サービス別の利用状況の推移

① サービス別の利用者

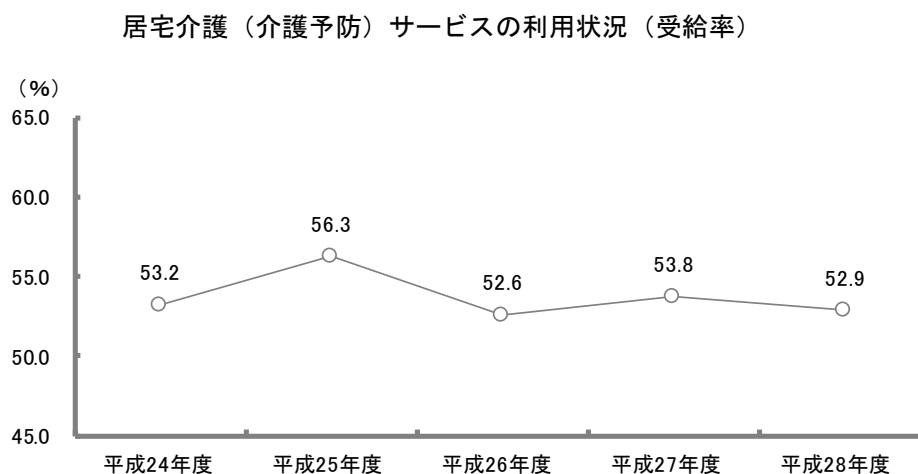
サービス別に利用者数をみると、居宅介護サービスは横ばいとなっており、平成28年度では1,680人となっています。施設介護サービス、地域密着型介護サービスは増加傾向にあり、平成28年度ではそれぞれ763人、298人となっています。



資料：介護保険事業運営状況（年度末現在）

② 居宅介護（介護予防）サービス

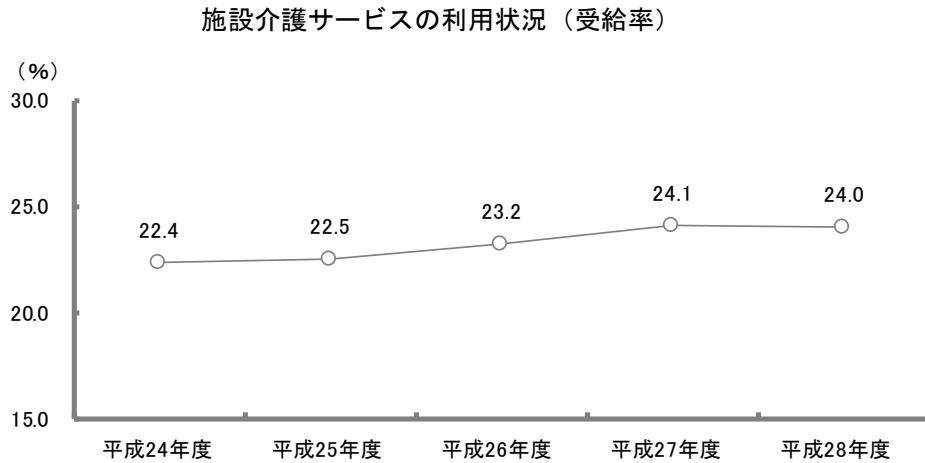
居宅介護（介護予防）サービスの受給率をみると、減少傾向にあり、平成28年度では52.9%となっています。



資料：介護保険事業運営状況（年度末現在）

③ 施設介護サービス

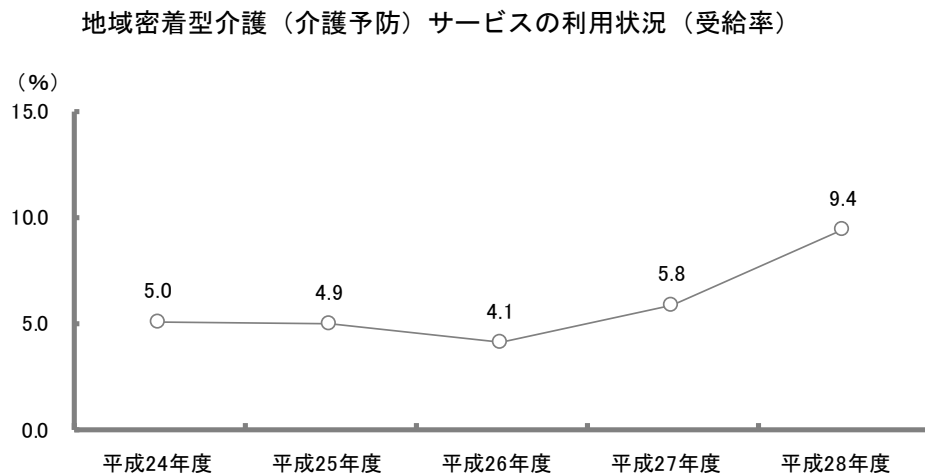
施設介護サービスの受給率をみると、増加傾向にあり、平成 28 年度では 24.0% となっています。



資料：介護保険事業運営状況（年度末現在）

④ 地域密着型介護（介護予防）サービス

地域密着型介護（介護予防）サービスの受給率をみると、平成 26 年度を境に増加しており、平成 28 年度では 9.4% となっています。



資料：介護保険事業運営状況（年度末現在）

(3) 介護保険事業サービス種類別の給付件数の推移

① 居宅介護（介護予防）サービス

平成 28 年度の給付件数は 60,955 件で、平成 24 年度に比べ 4,186 件増加しています。

介護（介護予防）給付件数の推移（居宅介護サービス）

単位：件

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
訪問介護	5,166	5,614	5,878	5,616	5,336
訪問入浴介護	1,617	1,742	1,570	1,440	1,371
訪問看護	3,315	3,416	3,427	3,232	3,006
訪問リハビリテーション	35	44	12	256	573
居宅療養管理指導	1,641	1,763	2,223	2,281	2,229
通所介護	7,433	8,087	8,093	7,718	6,399
通所リハビリテーション	5,534	5,531	6,300	6,581	6,725
短期入所生活介護	3,020	3,199	2,928	2,786	2,535
短期入所療養介護	1,486	1,518	1,595	1,609	1,541
福祉用具貸与	8,165	8,931	9,874	10,474	10,616
福祉用具購入費	254	305	291	295	283
住宅改修	181	172	146	179	193
特定施設入居者生活介護	430	467	446	437	419
居宅介護支援	18,492	19,362	20,116	20,010	19,729
合計	56,769	60,151	62,899	62,914	60,955

資料：介護保険事業状況報告（年報）

② 施設介護サービス

平成 28 年度の給付件数は 9,182 件で、平成 24 年度に比べ 1,196 件増加しています。

介護給付件数の推移（施設介護サービス）

単位：件

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
介護老人福祉施設	4,707	4,750	5,084	5,782	5,893
介護老人保健施設	3,257	3,281	3,347	3,317	3,289
介護療養型医療施設	22	37	20	15	0
合計	7,986	8,068	8,451	9,114	9,182

資料：介護保険事業状況報告（年報）

③ 地域密着型介護（介護予防）サービス

平成28年度の給付件数は2,291件で、平成24年度に比べ684件増加しています。

介護（介護予防）給付件数の推移（地域密着型介護サービス）

単位：件

区分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
認知症対応型通所介護	561	589	570	652	593
小規模多機能型居宅介護	241	250	247	480	553
認知症対応型共同生活介護	794	768	753	799	829
地域密着型特定施設入居者 生活介護	0	0	16	137	316
地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護	11	0	0	0	0
合計	1,607	1,607	1,586	2,068	2,291

資料：介護保険事業状況報告（年報）

4 給付費の状況

(1) 要支援・要介護状態区分別のサービス利用状況の推移

平成 28 年度の給付費は 4,659,019 千円で、平成 24 年度に比べ 544,103 千円高くなっています。

給付費の推移

単位：千円

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総数	4,114,916	4,221,883	4,394,685	4,589,191	4,659,019
要支援	156,418	140,258	154,500	127,289	124,627
要支援 1	38,540	37,522	43,168	44,034	42,872
要支援 2	117,878	102,737	111,332	83,255	81,755
要介護	3,958,498	4,081,625	4,240,185	4,461,902	4,534,392
要介護 1	333,151	363,189	374,646	427,972	448,441
要介護 2	694,237	673,397	740,232	785,308	791,267
要介護 3	928,213	992,989	987,797	972,234	977,864
要介護 4	994,515	999,614	1,060,963	1,165,111	1,176,687
要介護 5	1,008,382	1,052,436	1,076,547	1,111,276	1,140,134

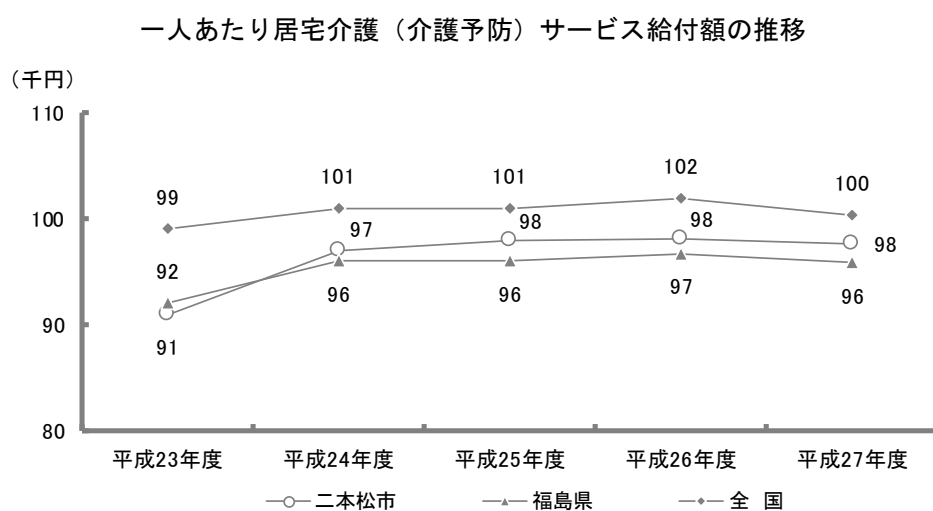
資料：介護保険事業状況報告（年報）

(2) 介護保険事業サービス別の給付状況の推移

① 居宅介護（介護予防）サービス

居宅介護（介護予防）サービスの一人あたりの給付額をみると、平成24年度以降、二本松市、福島県、全国ともに横ばいとなっています。

二本松市の状況をみると、平成27年度は98千円となっており、福島県より高く、全国より低くなっています。

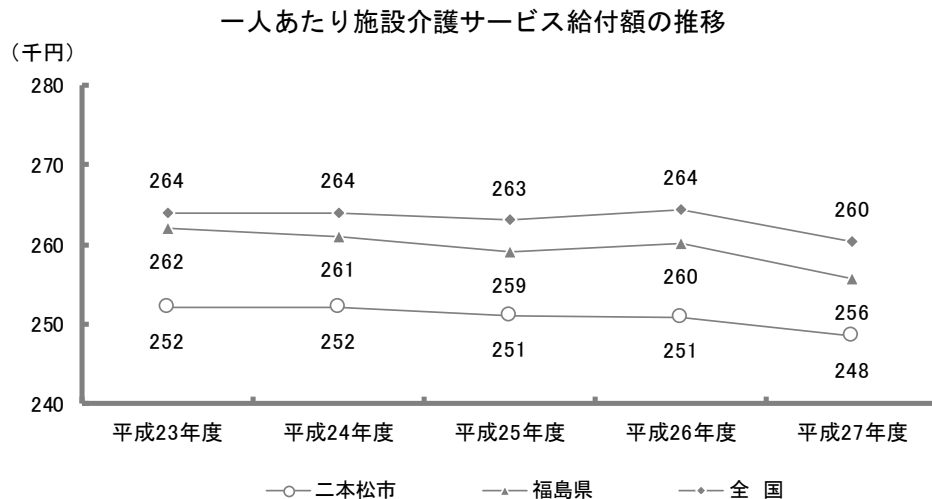


資料：介護保険事業状況報告（年報）

② 施設介護サービス

施設介護サービスの一人あたりの給付額をみると、二本松市、福島県、全国ともに減少傾向となっています。

二本松市の状況をみると、平成 27 年度は 248 千円となっており、福島県、全国より低くなっています。

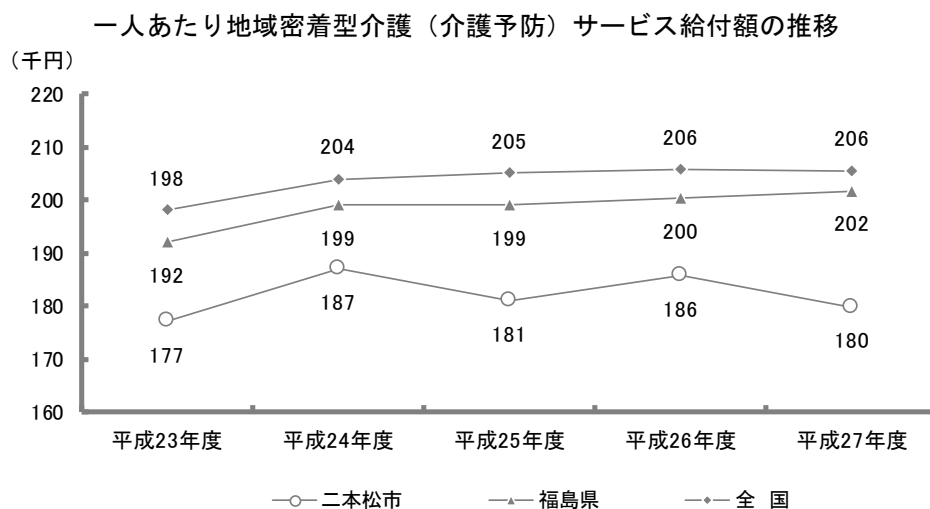


資料：介護保険事業状況報告（年報）

③ 地域密着型介護（介護予防）サービス

地域密着型介護（介護予防）サービスの一人あたりの給付額をみると、二本松市は増減を繰り返しており、福島県、全国は平成 24 年度以降横ばいとなっています。

二本松市の状況をみると、平成 27 年度は 180 千円となっており、福島県、全国より低くなっています。



資料：介護保険事業状況報告（年報）

(3) 介護保険事業サービス種類別の給付状況の推移

① 居宅介護（介護予防）サービス

平成 28 年度の給付費は 1,931,291 千円で、平成 24 年度に比べ 97,583 千円高くなっています。

介護（介護予防）給付費の推移（居宅介護サービス）

単位：千円

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
訪問介護	234,926	246,148	265,309	246,193	225,879
訪問入浴介護	70,471	75,071	68,509	65,451	62,853
訪問看護	107,824	106,721	107,368	97,225	92,984
訪問リハビリテーション	1,044	1,157	743	7,819	18,062
居宅療養管理指導	12,262	12,911	15,861	15,406	15,581
通所介護	361,876	414,983	431,452	405,719	353,412
通所リハビリテーション	291,905	279,183	322,939	345,408	358,777
短期入所生活介護	213,151	225,666	221,594	204,499	191,619
短期入所療養介護	115,153	117,095	120,997	130,411	128,378
福祉用具貸与	101,619	111,287	121,669	130,551	128,064
福祉用具購入費	6,656	8,558	8,692	8,753	8,420
住宅改修	20,433	17,161	15,382	18,220	19,570
特定施設入居者生活介護	72,337	81,653	79,277	77,942	75,437
居宅介護支援	224,052	237,323	242,175	254,317	252,255
合計	1,833,708	1,934,916	2,021,967	2,007,914	1,931,291

資料：介護保険事業状況報告（年報）

② 施設介護サービス

平成 28 年度の給付費は 2,245,951 千円で、平成 24 年度に比べ 262,950 千円高くなっています。

介護給付費の推移（施設介護サービス）

単位：千円

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
介護老人福祉施設	1,152,521	1,154,342	1,239,691	1,382,854	1,407,736
介護老人保健施設	824,478	834,957	840,504	830,210	833,600
介護療養型医療施設	6,001	12,483	6,149	5,029	4,614
合計	1,983,001	2,001,783	2,086,344	2,218,093	2,245,951

資料：介護保険事業状況報告（年報）

③ 地域密着型（介護予防）サービス

平成 28 年度の給付費は 404,463 千円で、平成 24 年度に比べ 106,256 千円高くなっています。

介護給付費の推移（地域密着型介護サービス）

単位：千円

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
認知症対応型通所介護	49,095	51,000	51,767	62,694	56,172
小規模多機能型居宅介護	51,230	46,617	46,668	84,588	91,595
認知症対応型共同生活介護	195,444	187,566	186,321	191,142	199,455
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	1,618	23,454	57,240
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2,437	0	0	0	0
合計	298,207	285,184	286,375	361,878	404,463

資料：介護保険事業状況報告（年報）

5 給付費の第六期計画の検証

(1) 介護予防給付費、介護給付費の検証

第六期計画における計画値と実績値の比較を行うと、予防給付の居宅介護サービスは、計画値に対し、平成27年度が82.9%、平成28年度が114.2%となっており、平成27年度は計画値を下回り、平成28年度は計画値を上回った利用となっています。

平成28年度は、介護予防通所介護、介護予防短期入所療養介護などが計画値を超えた高い伸びとなっています。

予防給付費の検証（居宅介護サービス）

単位：千円、%

区分	平成27年度			平成28年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護予防訪問介護	14,163	11,979	84.6	12,757	12,392	97.1
介護予防訪問入浴介護	0	62	—	0	225	—
介護予防訪問看護	6,600	6,529	98.9	5,562	2,609	46.9
介護予防訪問リハビリテーション	0	1,154	—	0	2,763	—
介護予防居宅療養管理指導	332	411	123.9	310	296	95.4
介護予防通所介護	44,098	33,330	75.6	42,637	70,589	165.6
介護予防通所リハビリテーション	58,154	40,814	70.2	52,728	41,198	78.1
介護予防短期入所生活介護	1,082	1,501	138.7	1,292	962	74.4
介護予防短期入所療養介護	235	1,687	718.0	310	1,603	517.1
介護予防福祉用具貸与	4,523	4,775	105.6	4,505	4,855	107.8
介護予防福祉用具購入費	865	1,459	168.7	659	949	144.0
介護予防住宅改修	3,683	4,716	128.0	3,224	4,489	139.2
介護予防特定施設入居者生活介護	937	451	48.1	934	662	70.9
介護予防支援	16,291	16,240	99.7	14,916	16,076	107.8
合計	150,963	125,109	82.9	139,834	159,669	114.2

資料：介護保険事業状況報告（年報）

予防給付の地域密着型介護サービスは、計画値に対し、平成 27 年度が 81.4%、平成 28 年度が 229.9%となっており、平成 27 年度は計画値を下回り、平成 28 年度は計画値を上回った利用となっています。

予防給付費の検証（地域密着型介護サービス）

単位：千円、%

区分	平成 27 年度			平成 28 年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0.0	0	0	0.0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	2,180	—	0	4,608	—
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,678	0	0.0	2,678	1,548	57.8
合計	2,678	2,180	81.4	2,678	6,156	229.9

資料：介護保険事業状況報告（年報）

介護給付の居宅介護サービスは、計画値に対し、平成 27 年度が 103.5%、平成 28 年度が 94.6%となっており、ほぼ計画値どおりの利用となっています。

平成 28 年度は、訪問リハビリテーション、住宅改修などが計画値を超えた高い伸びとなっています。

介護給付費の検証（居宅介護サービス）

単位：千円、%

区分	平成 27 年度			平成 28 年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
訪問介護	257,744	246,193	95.5	280,537	225,879	80.5
訪問入浴介護	76,767	65,451	85.3	79,458	62,853	79.1
訪問看護	109,348	97,225	88.9	118,569	92,984	78.4
訪問リハビリテーション	834	7,819	937.6	819	18,062	2205.4
居宅療養管理指導	12,240	15,406	125.9	12,454	15,581	125.1
通所介護	412,844	405,719	98.3	437,552	353,412	80.8
通所リハビリテーション	240,475	345,408	143.6	243,872	358,777	147.1
短期入所生活介護	230,582	204,499	88.7	243,161	191,619	78.8
短期入所療養介護	116,772	130,411	111.7	117,895	128,378	108.9
福祉用具貸与	122,589	130,551	106.5	131,689	128,064	97.2
福祉用具購入費	12,326	8,753	71.0	14,309	8,420	58.8
住宅改修	12,132	18,220	150.2	11,309	19,570	173.0
特定施設入居者生活介護	95,336	77,942	81.8	97,031	75,437	77.7
居宅介護支援	239,249	254,317	106.3	252,416	252,255	99.9
合計	1,939,238	2,007,914	103.5	2,041,071	1,931,291	94.6

資料：介護保険事業状況報告（年報）

介護給付の施設介護サービスは、計画値に対し、平成 27 年度が 98.8%、平成 28 年度が 100.4%となっており、ほぼ計画値どおりの利用となっています。

介護給付費の検証（施設介護サービス）

単位：千円、%

区分	平成 27 年度			平成 28 年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護老人福祉施設	1,382,790	1,382,854	100.0	1,376,499	1,407,736	102.3
介護老人保健施設	855,630	830,210	97.0	852,791	833,600	97.7
介護療養型医療施設	6,350	5,029	79.2	8,050	4,614	57.3
合計	2,244,770	2,218,093	98.8	2,237,340	2,245,951	100.4

資料：介護保険事業状況報告（年報）

介護給付の地域密着型介護サービスは、計画値に対し、平成 27 年度が 78.3%、平成 28 年度が 79.9%となっており、計画値を下回った利用となっています。

介護給付費の検証（地域密着型介護サービス）

単位：千円、%

区分	平成 27 年度			平成 28 年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
認知症対応型通所介護	55,903	62694	112.1	53,835	56172	104.3
小規模多機能型居宅介護	115,831	84588	73.0	109,049	91595	84.0
認知症対応型共同生活介護	238,274	191142	80.2	291,247	199455	68.5
地域密着型特定施設入居者生活介護	52,306	23454	44.8	52,132	57240	109.8
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—	0	0.0	—	0	0.0
合計	462,314	361,878	78.3	506,263	404,463	79.9

資料：介護保険事業状況報告（年報）

6 日常生活圏域ニーズ調査

(1) 調査の概要

① 調査の目的

平成 29 年度に二本松市第八次高齢者福祉計画・第七期介護保険事業計画を策定するにあたり、その事前調査として、市内の高齢者の生活実態や地域の課題等を的確に把握・分析し、次期計画において、高齢者のニーズに沿った高齢者福祉施策の推進並びに介護サービスの導入を図ることを目的に実施したものです。

② 調査対象者

- ・市内に在住する 65 歳以上の高齢者で要介護または要支援の認定を受けていない者のうち、無作為に抽出された 2,700 名
- ・市内に在住する 65 歳以上の高齢者で要支援 1、要支援 2 の認定を受けている者のうち、無作為に抽出された 300 名

以上を合計した 3,000 名

③ 調査期間

平成 28 年 12 月 19 日（月）～平成 29 年 1 月 10 日（火）

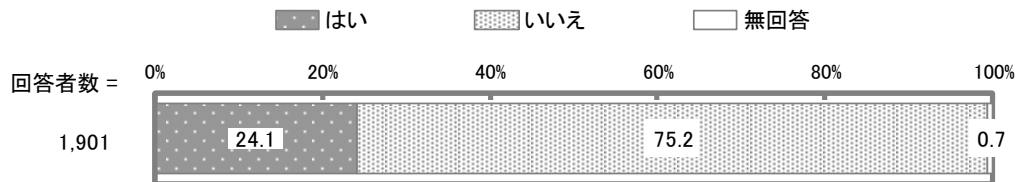
④ 回収数と回収率

- ・有効回収数 1,901 票
- ・有効回収率 63.4%

(2) アンケート調査結果

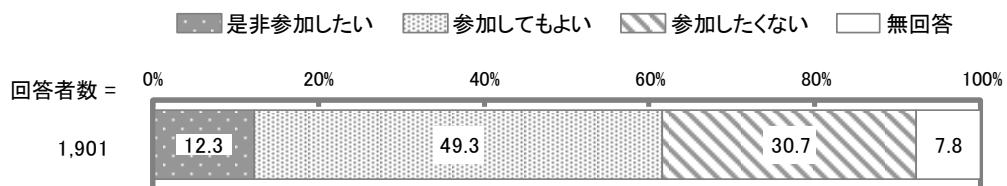
① 外出を控えていますか

「はい」の割合が24.1%、「いいえ」の割合が75.2%となっています。



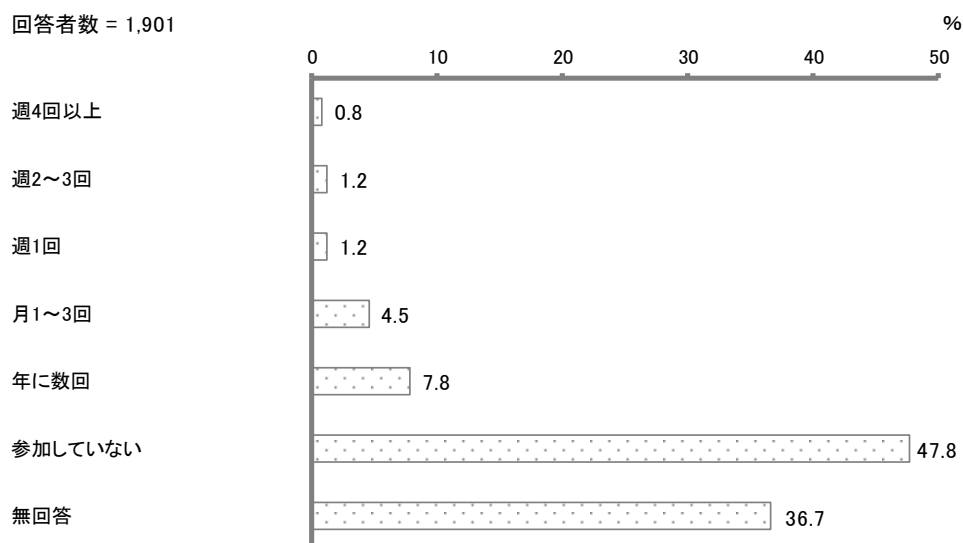
② 地域での健康づくりに参加したいですか

「参加してもよい」の割合が49.3%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が30.7%、「是非参加したい」の割合が12.3%となっています。



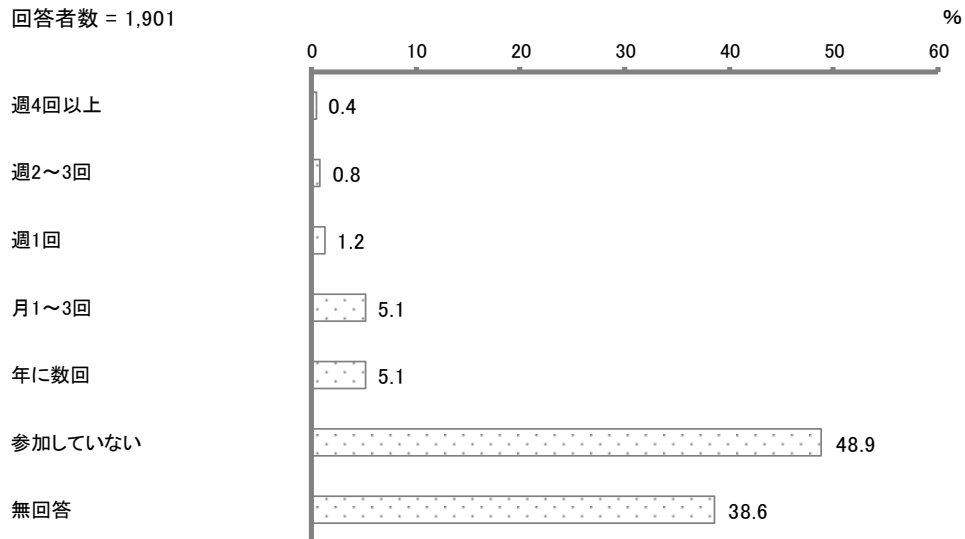
③ 地域での活動について（ボランティアグループ）

「参加していない」の割合が47.8%と最も高くなっています。



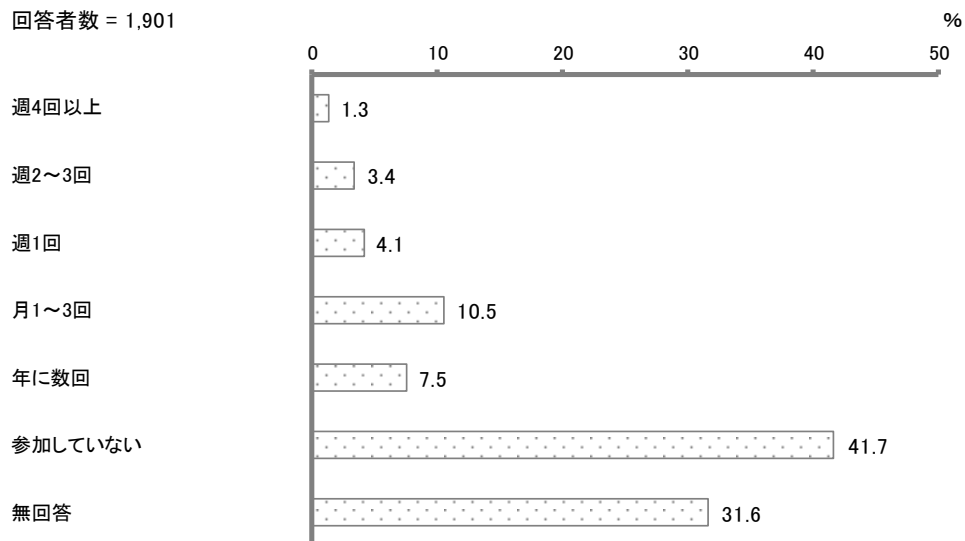
④ 地域での活動について（学習・教養サークル）

「参加していない」の割合が48.9%と最も高くなっています。



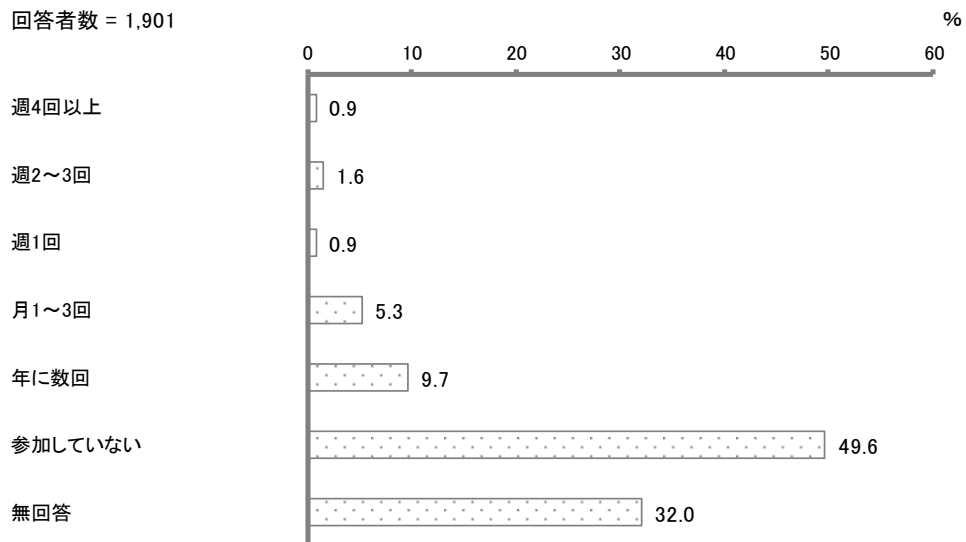
⑤ 地域での活動について（趣味関係のグループ）

「参加していない」の割合が41.7%と最も高く、次いで「月1～3回」の割合が10.5%となっています。



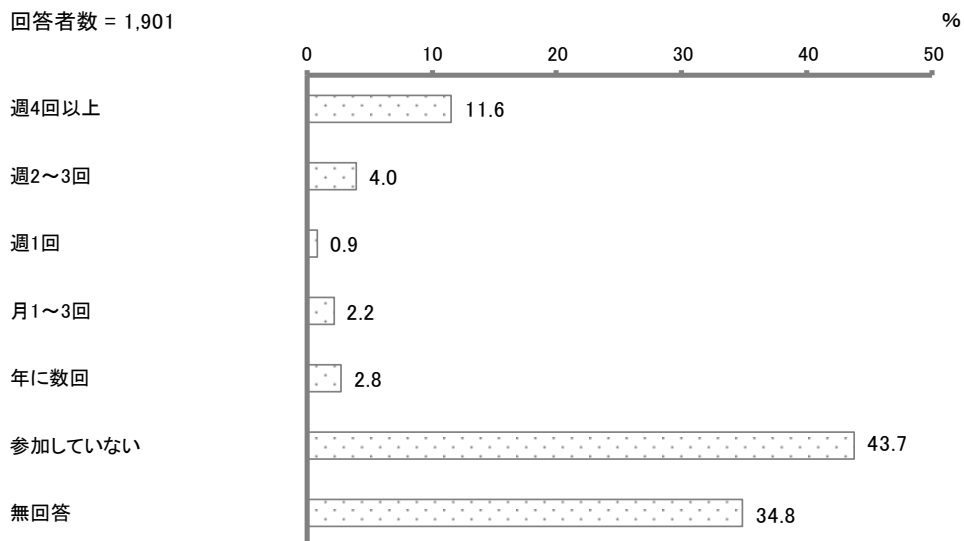
⑥ 地域での活動について（老人クラブ）

「参加していない」の割合が49.6%と最も高くなっています。



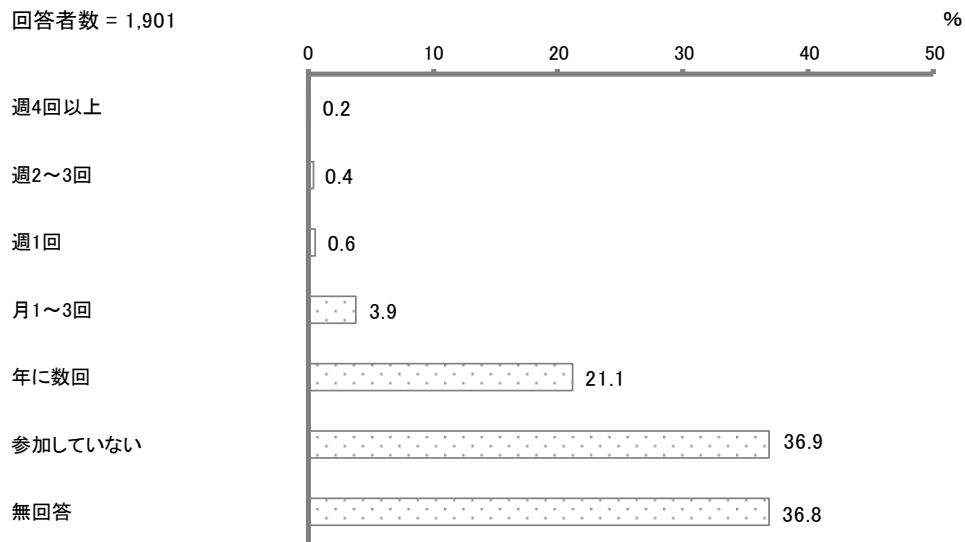
⑦ 地域での活動について（収入のある仕事）

「参加していない」の割合が43.7%と最も高く、次いで「週4回以上」の割合が11.6%となっています。



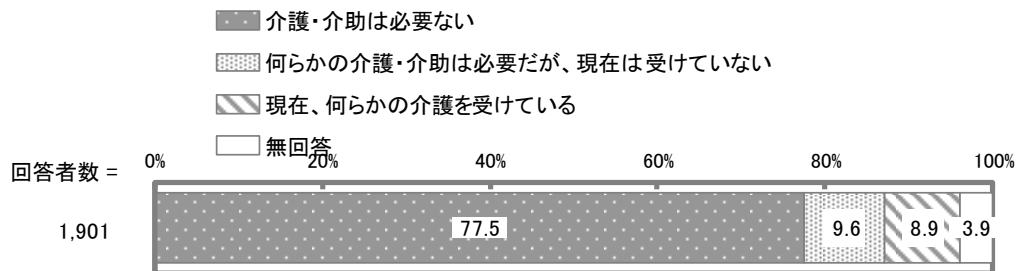
⑧ 地域での活動について（町内会・自治会）

「参加していない」の割合が 36.9%と最も高く、次いで「年に数回」の割合が 21.1%となっています。



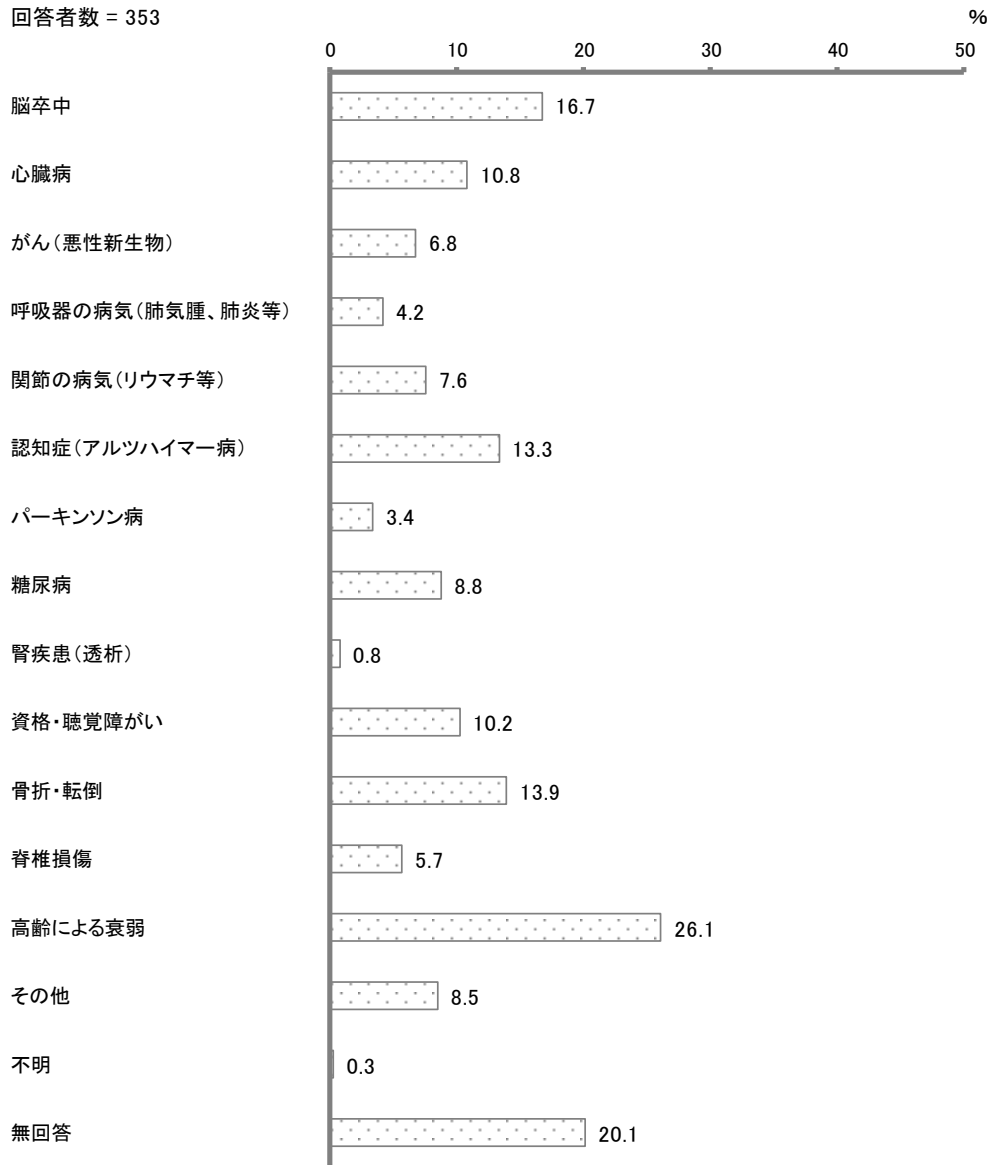
⑨ 介護・介助の必要性

「介護・介助は必要ない」の割合が 77.5%と最も高くなっています。



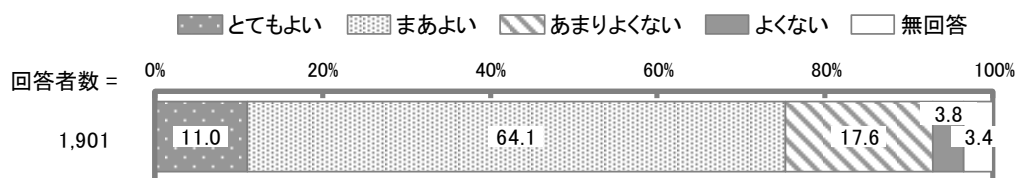
⑩ 介護・介助が必要になった原因

「高齢による衰弱」の割合が26.1%と最も高く、次いで「脳卒中」の割合が16.7%、「骨折・転倒」の割合が13.9%となっています。



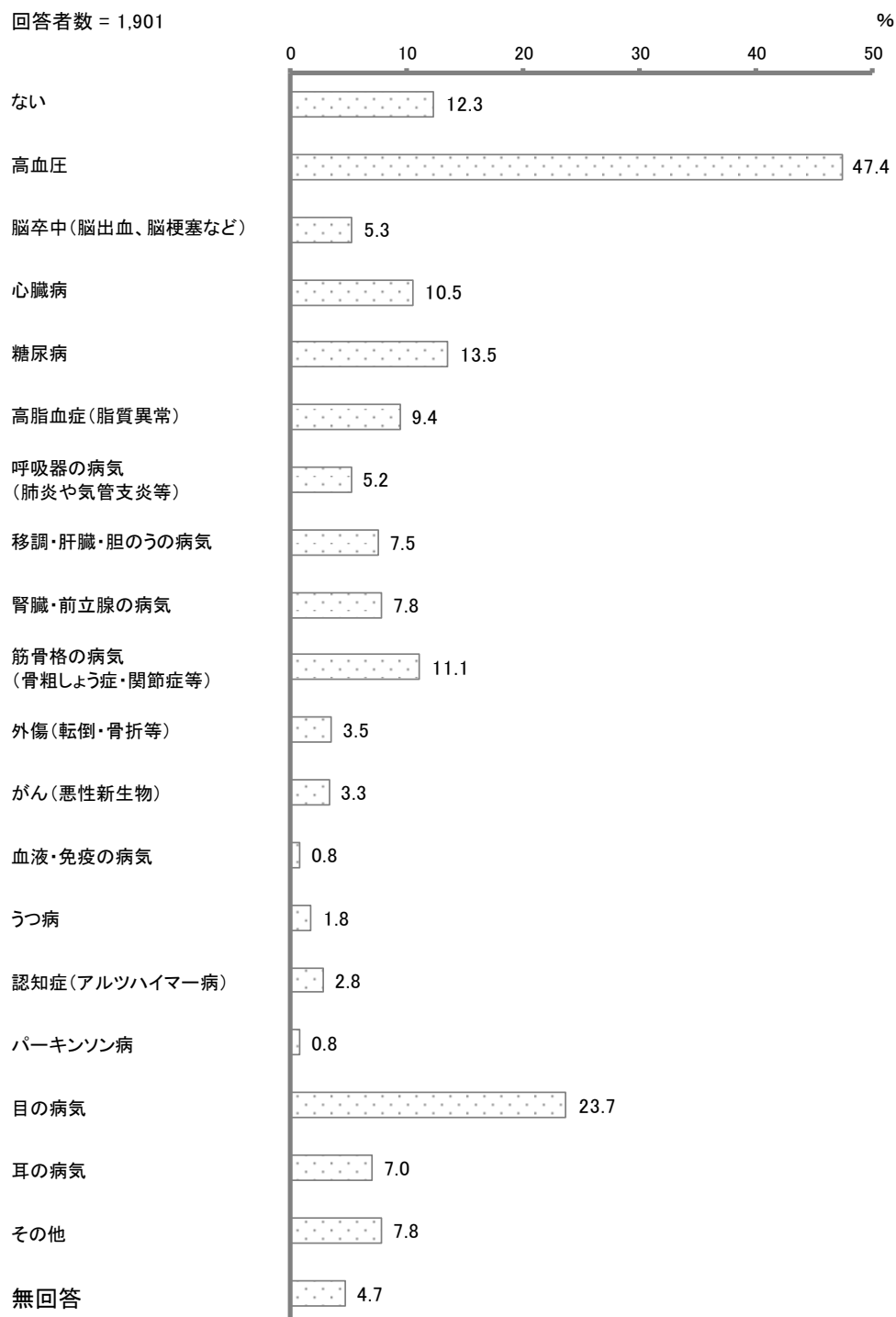
⑪ 健康について

「とてもよい」と「まあよい」をあわせた“よい”の割合が75.1%、「あまりよくない」と「よくない」をあわせた“よくない”の割合が21.4%となっています。



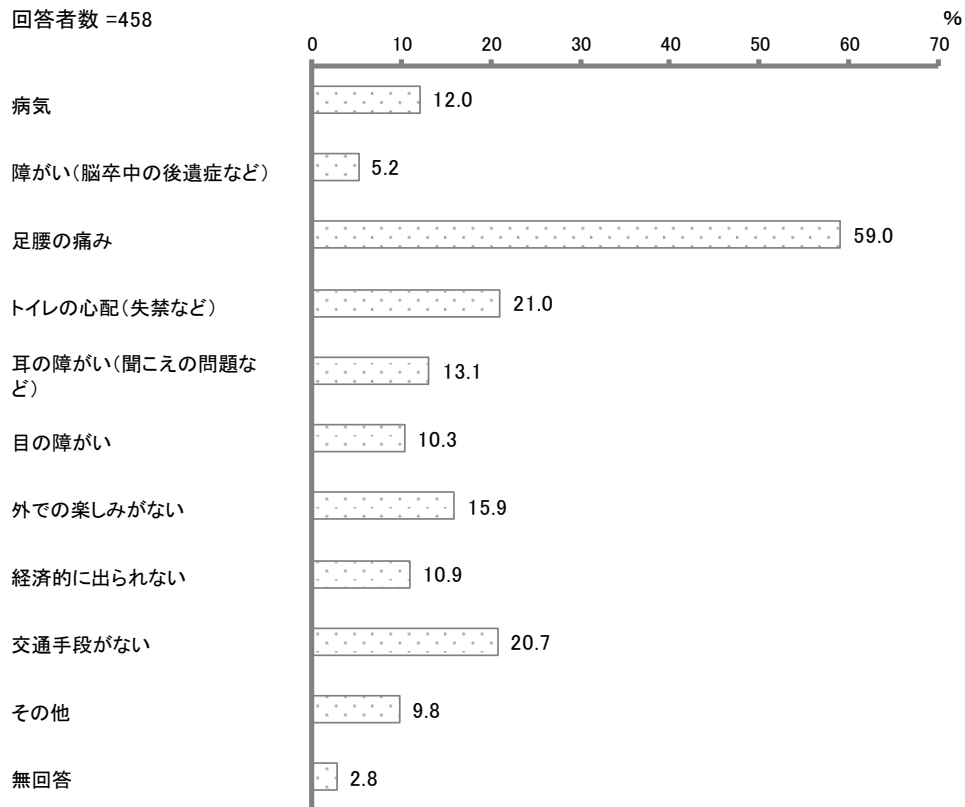
⑫ 治療中等の病気

「高血圧」の割合が47.4%と最も高く、次いで「目の病気」の割合が23.7%、「糖尿病」の割合が13.5%となっています。



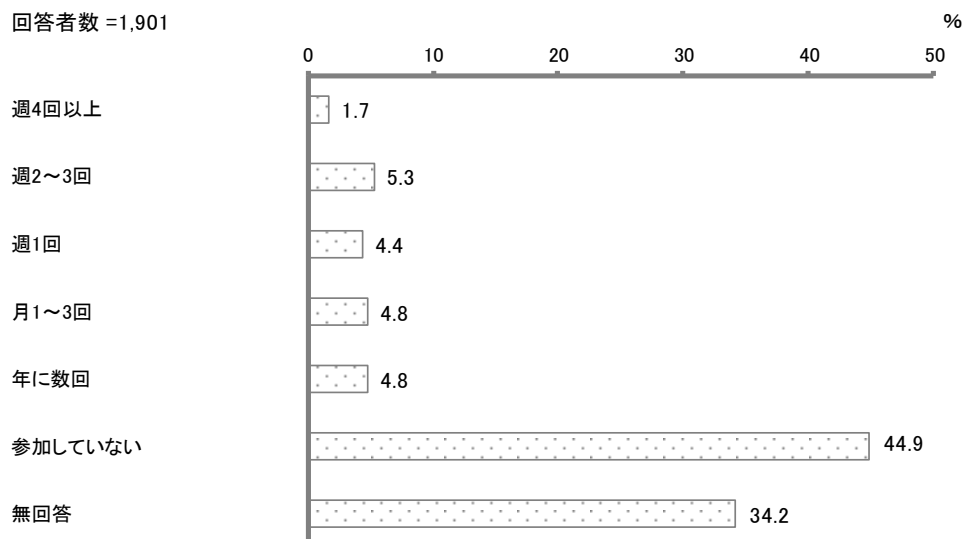
⑬ 外出を控えている理由

「足腰の痛み」の割合が 59.0%と最も高く、次いで「トイレの心配（失禁など）」の割合が 21.0%、「交通手段がない」の割合が 20.7%となっています。



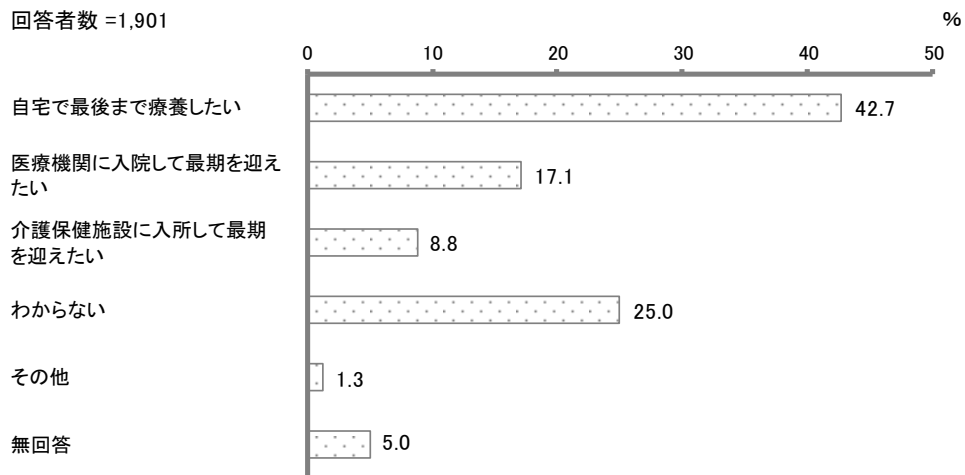
⑭ 地域での活動について（スポーツ関係のグループやクラブ）

「参加していない」の割合が 44.9%と最も高くなっています。



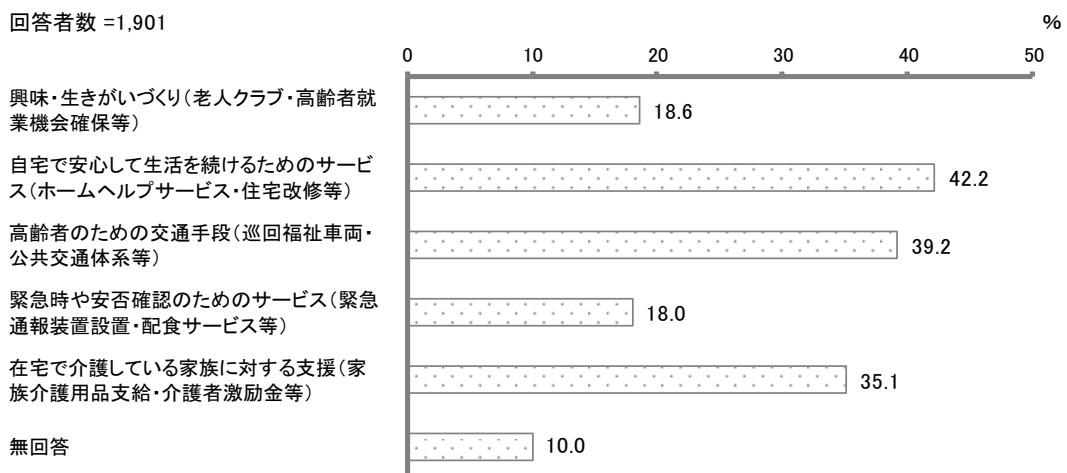
⑮ 終末期の過ごし方

「自宅で最後まで療養したい」の割合が42.7%と最も高く、次いで「わからない」の割合が25.0%、「医療機関に入院して最期を迎えたい」の割合が17.1%となっています。



⑯ 高齢者向けサービスについて

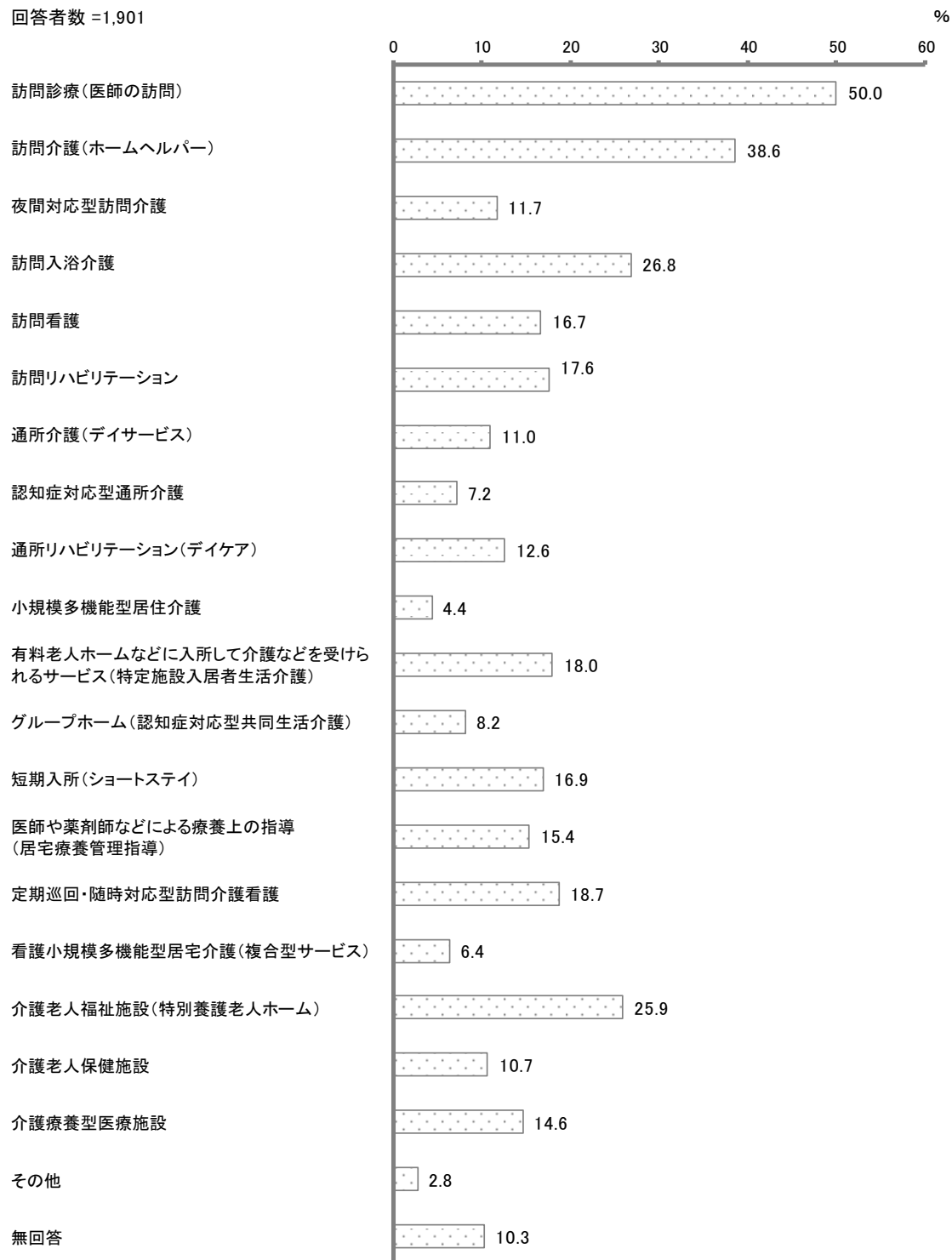
「自宅で安心して生活するためのサービス（ホームヘルプサービス・住宅改修等）」の割合が42.2%と最も高く、次いで高齢者のための交通手段（巡回福祉車両・公共交通体系等）」の割合が39.2%、「在宅で介護している家族に対する支援（家族介護用品支給・介護者激励金等）」の割合が35.1%となっています。



⑰ 利用したい介護サービスについて

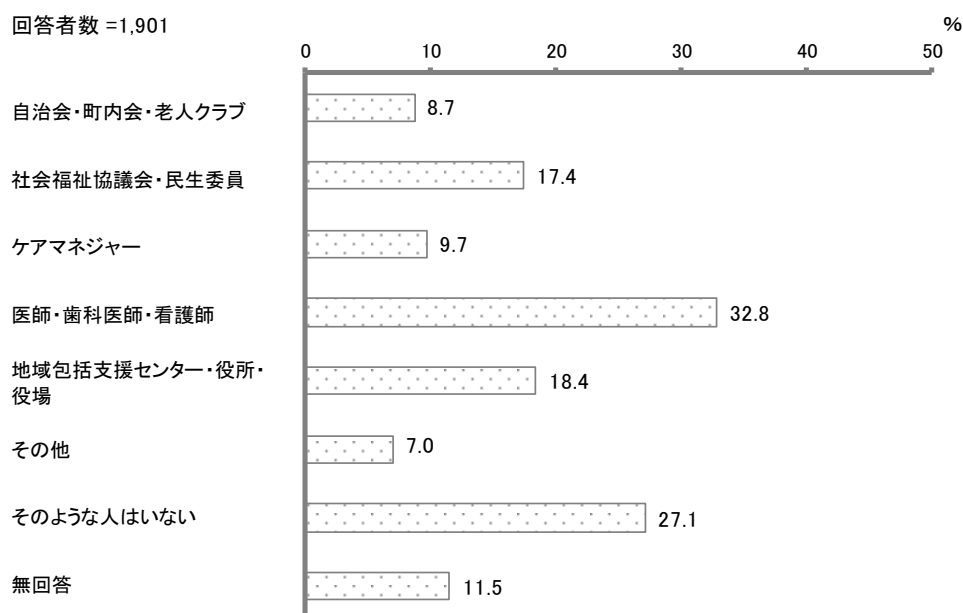
「訪問診療（医師の訪問）」の割合が50.0%と最も高く、次いで「訪問介護（ホームヘルパー）」の割合が38.6%、「訪問入浴介護」の割合が26.8%となっています。

回答者数 = 1,901



⑩ 相談相手について

「医師・歯科医師・看護師」の割合が32.8%と最も高く、次いで「そのような人はいない」の割合が27.1%、「地域包括支援センター・役所・役場」の割合が18.4%となっています。



7 課題のまとめ

市の現状や日常生活圏域ニーズ調査の結果を踏まえ、本市における課題をまとめました。

(1) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者は豊かな知識・経験等を持っており、様々な社会参加活動の担い手として地域の貴重な存在であり、社会参加をすることで新たな社会的役割や生きがいを見出すことができ、生き生きとした生活につながります。

市においても、シルバー人材センターの活動支援とともに、老人クラブの支援を図ってきており、高齢化がますます進む中、老人クラブの組織としての重要度が更に増すと考えられますが、一方で会員数の減少が進むことで会員の高齢化も進み、役員のなり手が不足している面もみられます。

こうした中、アンケート調査結果をみると、地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動について、企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思うかについても“参加したい”が約4割と高く、地域活動の担い手として期待できます。

高齢化が進行する中で、明るく活かに満ちた高齢社会を確立するために、元気な高齢者を貴重なマンパワーとして捉え、既存のシルバー人材センター、老人クラブ活動以外にも、地域の健康づくり活動や趣味等のグループ活動などの活動の場などをつくり、高齢者自身が自らの経験と知識を活かし、地域の一員として活躍することができる環境をつくっていくことが必要です。

(2) 健康づくり・介護予防を推進するまちづくり

高齢者の多くは元気な高齢者であり、平均寿命が長くなる中、健康寿命の延伸に向けた取り組みを推進することが重要です。

アンケート調査結果では、現在治療中、または後遺症のある病気をみると、「高血圧」の割合が最も高く、高血圧が重症化することで脳卒中（脳出血・脳梗塞等）等の疾患につながることから、若年のころからの生活習慣病予防対策とともに健康づくり活動の充実が求められます。

また、外出の頻度が少なかったり、年々外出する回数が減る傾向にある高齢者もあり、閉じこもりによる身体機能の低下につながることを懸念されるため、身体機能の維持・向上に向けた取り組みが必要です。

アンケート調査結果では、介護・介助が必要になった主な原因は高齢による衰弱が最も多く、次いで脳卒中、骨折・転倒と続いており、身体機能の維持・向上や介護予防、重症化予防の取り組みの充実が求められるとともに、こうした活動が地域で自主的に行われるよう支援していく必要があります。

アンケート調査結果では、地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加者として参加してみたい人は6割となっており、また、参加者及び企画・運営（お世話役）として、「参加してもよい」の割合が4割となっています。

以上のことから地域の健康づくり活動の指導者の育成と実施団体の増加が期待され、地域のネットワークの形成の面からも、地域での通いの場における健康づくり・介護予防活動の展開を図っていくことが重要です。

(3) 住み慣れた地域でいつまでも暮らせる自立と安心のまちづくり

高齢化の進展により、支援が必要な高齢者の急増が予測されるなか、支援が必要な状態になっても安心して在宅生活を継続できる体制づくりが求められています。

アンケート調査結果では、終末期に最期を迎えたい場所について、「自宅で最後まで療養したい」の割合が4割以上となっており、在宅療養を望む人が多くなっています。

今後、在宅医療を必要とする慢性期患者の増加や認知症高齢者の増加が予測されており、在宅医療・介護の連携強化を進めていくことが重要です。

また、高齢者が在宅で自立した生活を継続するためには、高齢者のニーズをふまえた生活支援を充実することが必要です。アンケート調査では、支援が必要な高齢者が一定数みられます。地域資源と高齢者のニーズのマッチング等高齢者の自立した生活を支える支援体制の構築が必要です。

さらに、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が今後も増加し、高齢者のニーズが介護も含めて多様化することが予測される中、それぞれのライフスタイルや介護ニーズに見合った住まいとして適切に選択できるよう、ニーズを勘案しながら、住環境を整備する必要があります。

(4) 支え合いのしくみを支援するまちづくり

多くの高齢者は、いつまでも、住み慣れた地域に住み続けたいと考えており、そのためには、地域での支え合いによる福祉のまちづくりや、身近な場所で相談ができる体制づくりなどが重要となります。

アンケート調査結果をみると、要支援認定者において家族や友人・知人以外での相談相手については、3割が「そのような人はいない」と回答しています。

今後、団塊の世代が後期高齢期を迎えるにあたり、地域で安心して生活をしていくためにも、地域における関係機関と連携を図るとともに、ボランティアを育成し、地域における見守り体制を強化していくことが必要です。

また、認知症高齢者の増加も踏まえ、成年後見制度の利用促進等高齢者の権利擁護の取り組みも重要です。

また、平成 23 年の東日本大震災や大規模自然災害等の発生により、防災に対する意識は高まっています。高齢者の中には、災害などの緊急時に避難することが難しい人も多く、高齢者の避難支援体制の強化を進めていくことが重要です。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、介護予防の重視や地域密着型介護サービスの整備、地域包括支援センター機能の充実など、第三期以降計画における「地域包括ケア」の考え方を継承し、中期的目標を達成するための仕上げの計画として位置付けられることから、本市における計画の基本理念は、前計画を継承することとします。

**生涯をいきいきと心ふれ合う
暮らしのできるまち 二本松**

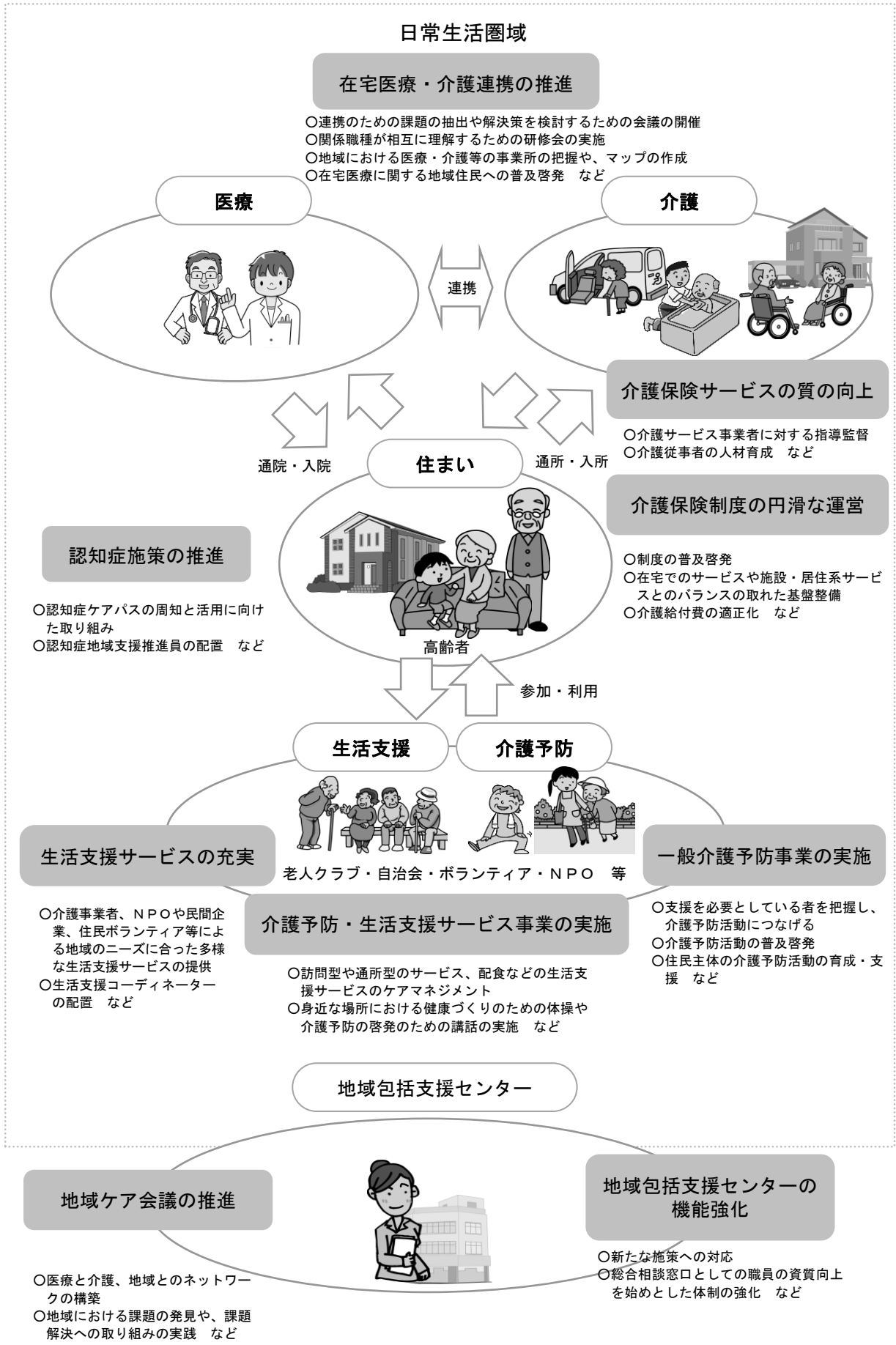
2 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域の中で、必要に応じて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、介護が必要になっても、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築の実現をめざしています。

一人暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や、介護保険制度の持続可能性を確保するうえでも、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められます。

本市で活動している民生委員・児童委員や認知症サポーター等既存の組織、団体と地域、行政が協働し、支えあいながら暮らしをしていくことができる「地域共生社会」の実現に向けて、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていく中で、地域の住民が抱える多様かつ複合的な課題の解消に向け、さらに具体的な取り組みを進めていきます。



3 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の6つの基本目標の下に高齢者福祉及び介護保険にかかる施策・事業の総合的な推進を図ります。

(1) 地域包括ケアシステムの推進体制の充実

高齢化のさらなる進行と要介護等高齢者の伸びを踏まえて、介護保険サービスの量的な整備と質の向上を図るとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの推進体制を充実します。

また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていけるよう、市民が主体的に地域での担い手となり、支えあいの輪を広げていく支えあいの地域づくりを進めます。

(2) 健康づくり・介護予防を推進する地域づくり

いきいきと人生を送ることができるように、健康づくりと、介護予防を推進し、高齢期の健康に対する意識を高め、高齢者が元気で暮らせるように支援していきます。

また、地域で健康づくりや介護予防に継続して取り組める仕組みづくりを進めます。

(3) 住み慣れた場所でいつまでも暮らせる地域づくり

高齢者の日常生活を支援するために、配食サービスやホームヘルプサービス、家事援助などの生活支援等、在宅生活を継続するための支援を充実します。

また、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるため、認知症の人やその家族の視点を重視し、認知症への理解を深めるための普及・啓発や認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供などを推進します。

要介護高齢者の支援のみならず、介護者の身体的、精神的負担を和らげる取り組みを充実していきます。

(4) 安全・安心して暮らせる地域づくり

高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう、居住継続の支援を行うとともに、日常生活の基盤となる住まいについての情報提供や必要な施設の整備を促進します。

また、高齢者が気軽に出かけられる公共交通の検討・見直しや、防災・防犯にも配慮した安全で安心な地域づくりを推進します。

(5) 高齢者の社会参加と生きがいつくり

高齢者がいきいきと暮らせるよう、地域活動の充実により生きがいつくりを推進するとともに、社会の担い手として活躍できるよう支援していきます。

また、高齢者の貴重な経験や知識・技術を活かし、生きがいと自信を持って活躍できるよう社会参加を促進します。

(6) 介護保険事業の適正・円滑な運営

高齢化のさらなる進行と要介護等高齢者の伸びを踏まえて、介護保険サービスの計画的な整備を進め、介護サービスの円滑な提供とさまざまな状況に適応できる介護サービスの充実を図ります。

4 施策の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策 〕

生涯をいきいきと心ふれ合う暮らしのできるまち 二本松

1 地域包括ケアシステムの推進体制の充実

(1) 地域包括ケアの連携体制の充実

(2) 高齢者を支えるしくみづくり

2 健康づくり・介護予防を推進する地域づくり

(1) 健康づくりや生活習慣病予防の推進

(2) 介護予防事業の充実

3 住み慣れた場所でいつまでも暮らせる地域づくり

(1) 自立生活への支援

(2) 認知症高齢者への支援体制の充実

(3) 介護者への支援

4 安全・安心して暮らせる地域づくり

(1) 暮らしやすい地域づくりへの支援

(2) 災害に強い安全な地域づくりの推進

5 高齢者の社会参加と生きがづくり

(1) 生きがづくりへの支援

(2) 社会活動への支援

(3) 就業などの支援

6 介護保険事業の適正・円滑な運営

(1) 介護サービスの充実

(2) 介護保険サービスの質の向上と円滑な運営

1 地域包括ケアシステムの推進体制の充実

(1) 地域包括ケアの連携体制の充実

医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケア体制を拡充していくため、地域ごとに高齢者のニーズや状態に応じた必要なサービスが切れ目なく提供できる体制が重要です。

地域包括支援センターを拠点に、医療や地域の関係団体・機関による各種ネットワークを結びつけるとともに、地域住民による互助や地域の関係団体などによる活動と合わせ、一人暮らし高齢者や認知症高齢者など要援護者への見守り等の効果的な支援が可能となる地域包括ケアシステムの推進体制を充実します。

1) 地域包括支援センター機能の充実

① 体制の充実

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士などの専門職を配置し、高齢者の状況や変化に応じて様々な支援をしています。今後、高齢者をできる限り継続して支援する地域包括ケアの中核機関として、全地域包括支援センターにおいて委託を実施し、その体制の充実を進めます。

② 事業所との連携

在宅医療・介護連携推進事業を進める中で介護保険事業者や医療機関等が連携できるよう、効果的に事業を実施します。

③ 地域との連携

市内各地区との連携により、「通いの場」や「いきいき百歳体操」を市内の各地区で開催できるよう、支援体制の強化を図ります。

2) 地域ケア会議の充実

医療・介護等の多職種が協働して高齢者の個別の課題を解決するため、地域包括支援センターごとに開催する地域ケア会議及び自立支援型地域ケア会議を支援します。

(2) 高齢者を支えるしくみづくり

地域団体等と連携し、見守り・声かけ活動を推進するとともに、地域住民が互いに支えあいながら、誰もが安心して生活ができる地域づくりを進めます。

また、自治会等が開催しているサロンや、見守り、外出支援などの生活支援サービスの提供を通じて、地域の支え合い活動を推進するとともに、高齢者がその活動の担い手として活躍していくことを推進します。

また、協議体や生活支援コーディネーターの設置を進め、地域で高齢者を支えるためのしくみづくりを推進します。

1) 福祉に対する意識づくり

①生活支援体制整備事業

市民一人ひとりが、福祉に対する意識を持ち、高齢者だけでなく、障がい者や子ども達も含めた弱者への関心を高め、積極的に手助けできる雰囲気づくりのため、市民へ向けての広報活動を充実させるとともに、生活支援コーディネーターの設置や協議体の開催により地域住民の話し合う場を設け、住み慣れた地域で高齢者を支える体制づくりを進めます。

2) 市民への広報活動

市民への福祉制度の周知のため「広報にほんまつ」を積極的に活用するとともに、講演会、出前講座等を実施し、福祉に関する諸施策、事業の紹介や高齢者の生活に関する様々な情報等を定期的に提供します。また、市民にわかりやすいリーフレット等の作成・配布を行います。また、緊急時も含めた高齢者への情報提供手段として、防災ラジオやエリアメールなどを通じた情報提供についても研究し、広く市民に対し福祉情報の提供を図ります。

3) 小・中学校における福祉教育の充実

児童・生徒が高齢者を敬い、福祉の心を持てるように、福祉教育の充実を図るほか、福祉体験ができる機会の充実に努めます。

4) 市内の各種団体等との連携

地域全体で高齢者の見守り、支援ができるよう、サービス事業所はもちろんのこと、市民や市内の各種団体等に声を掛け、連携、協力体制の強化を図ります。市をはじめとしてNPO、社会福祉法人、地区社会福祉協議会、福祉サービス事業所等の連携により、地域全体で高齢者を支援する体制づくりを進めます。

5) 役割分担の調整

各種団体等がそれぞれの特性を活かして、高齢者を支えることができるよう、高齢者の人権やプライバシーに配慮しながら、地域包括支援センターや社会福祉協議会等を中心として、サービス事業者や各種団体等との連携、調整を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、見守り体制の強化を目指します。

6) ボランティアグループ育成事業

社会福祉協議会等の関係機関と連携し、「ふれあいいいきサロン」リーダーとボランティアとの交流を図ります。また、高齢者学級等に呼びかけし、介護予防事業や認知症予防事業、見守りや地域における高齢者の生活支援等に積極的に参加できるボランティアグループを育成するとともに、市内にある既存の高齢者ボランティア団体等を支援します。

7) 社会福祉協議会活動支援事業

二本松市社会福祉協議会の体制を充実するため、社会福祉協議会に対して助成を実施します。また、介護保険や高齢者福祉事業についての連携を強め、サービスの提供に努めます。

8) 地域での見守り体制の強化

地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生児童委員協議会、各種団体、事業所、ボランティア団体等との連携により、訪問、声かけ等による、地域での高齢者の見守り体制の強化を図ります。また、配食など生活支援サービスの提供による安否確認を行います。さらに、それぞれの高齢者の状況により適切な介護・医療サービスを受けられることが見守りにつながるため、生活支援サービスと医療機関、介護サービス事業との連携強化を図ります。

9) 成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用拡大と適正な利用を目指して、地域包括支援センターの社会福祉士を中心として、関連サービス事業所のほか、関係機関、民生児童委員など各地域とも連携を強化する中で、虐待など高齢者の状況に常に注目し、必要な場合には直ちに対処できるよう体制の強化を進めます。また、制度の広報と地域包括支援センターの専門相談窓口の充実に努めます。

10) 高齢者の権利擁護

高齢者の権利擁護事業について、地域包括支援センターにおいて、権利擁護相談窓口を設置し、社会福祉士や保健師が、権利擁護業務に関する専門的対応の支援を行います。また、そのために関係機関との連携を強化します。

11) 高齢者虐待防止ネットワーク連絡会議

安達医師会・人権擁護委員・二本松警察署・民生児童委員協議会等の専門機関の代表者により高齢者虐待防止ネットワーク連絡会議を開催し、高齢者虐待の防止、早期発見、適切な支援を行うために共通理解を深めるとともに、高齢者虐待防止の周知と実際に専門機関の協力が必要となる虐待事例が発生した場合に有効な支援が円滑にできるような連携協力体制の構築を目指し、地域ぐるみで高齢者虐待を防止します。

12) 高齢者虐待個別ケース検討会議の開催

高齢福祉課長寿福祉係、地域包括支援センターの職員が、介護支援専門員や民生委員等と連携して、調査・相談・ケース会議・支援等、虐待を受けた高齢者や養護者の対応を行い、必要に応じ市及び地域包括支援センターが中心となって高齢者虐待個別ケース検討会議を開催します。

13) 相談窓口の充実・広報の拡充

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、養護者による虐待の通報・相談窓口を高齢福祉課長寿福祉係及び地域包括支援センター（市内6ヶ所）に設置し、「相談・通報・届出受付票」を作成して、その件数等を毎月県北保健福祉事務所に報告します。また、広報及び講演会等を通じ、相談窓口の周知を図ります。

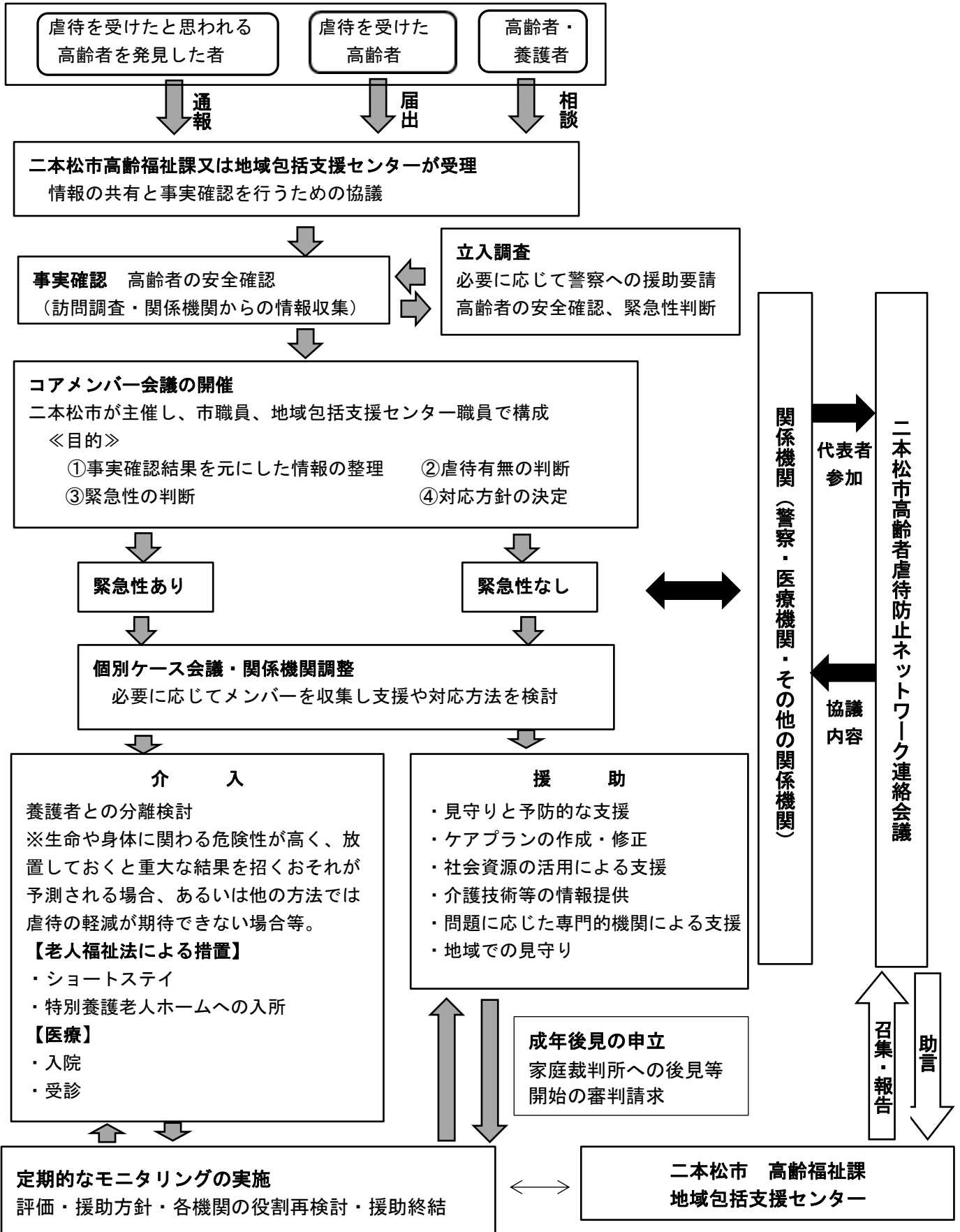
14) 介護相談員の養成

市が委嘱した介護相談員に対し、介護相談・地域づくり連絡会で開催する養成研修（新人研修）・現任研修等への参加を促し、資質の向上を図り、相談員業務を実施します。

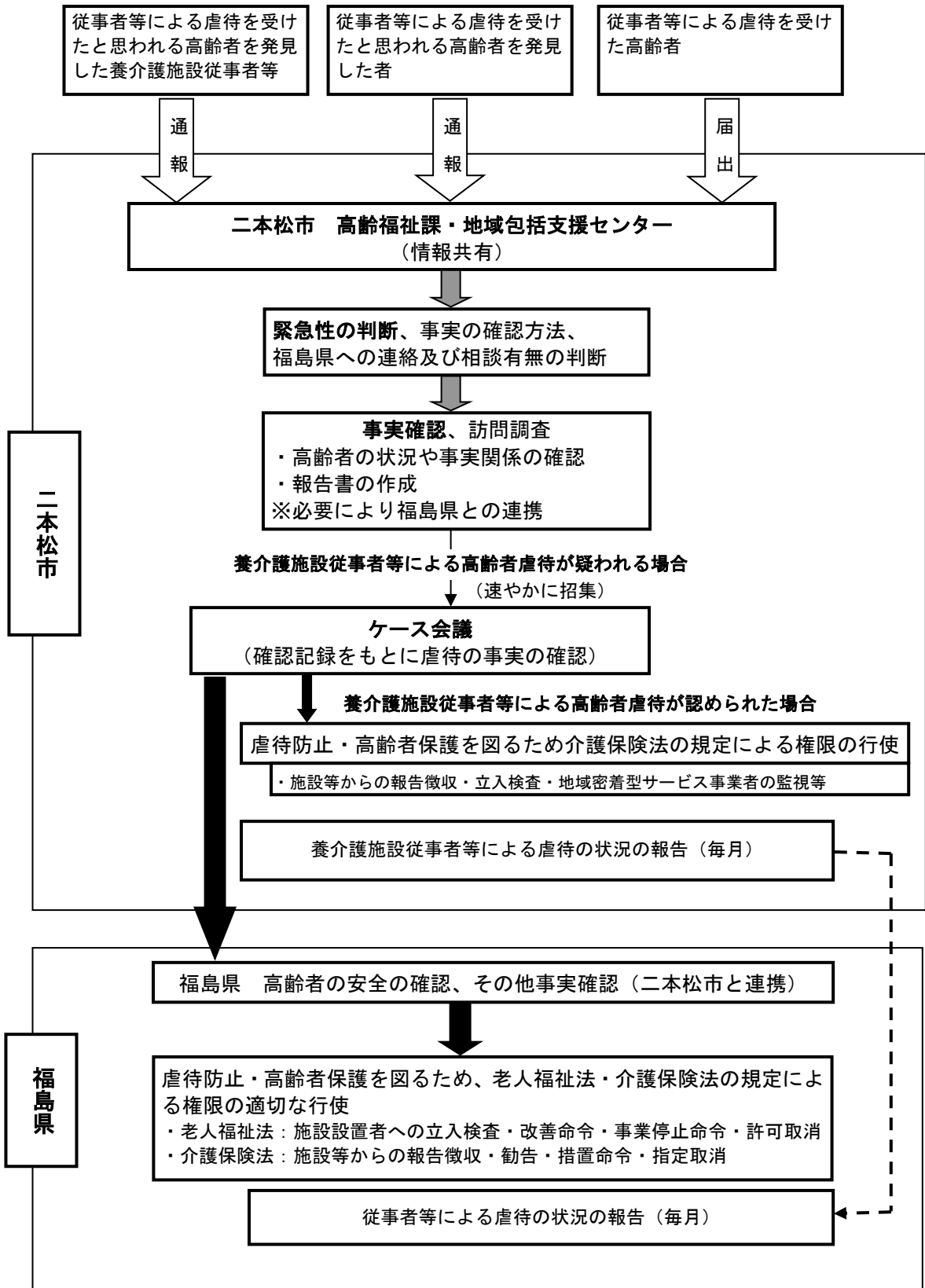
15) 介護相談員派遣事業

介護サービスの現場を訪ね、サービス利用者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う介護相談員の登録、派遣及び活動やその活動を支援する連絡調整会議を開催します。

養護者による高齢者虐待への対応手順



養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応手順



2 健康づくり・介護予防を推進する地域づくり

(1) 健康づくりや生活習慣病予防の推進

健康教育、イベント、広報などを通じ、地域が主体となった健康づくりに対し、公的機関や健康づくりに関する団体などとの協働に努め、市全体として総合的・一体的な健康づくりを推進します。

また、健康づくりを推進するため、健康教室やスポーツ大会等の機会の充実に努めるとともに、介護予防事業などの関連事業と連携し、事業内容の充実に努めます。

1) 総合型地域スポーツクラブの活動支援

市民が若い世代からスポーツに親しみ、高齢者になってもスポーツが続けられるよう、総合型地域スポーツクラブの活動への支援を強化し、高齢者向けのスポーツの充実に努めるとともに、スポーツを通じた健康づくりと仲間づくりを支援します。

2) 生活習慣病予防の推進

寝たきりや認知症、肺炎等の原因となる疾患の早期発見及び生活習慣改善等の推進を図るため、高齢者にかかる健康増進事業と連携し事業内容の充実に努めます。

3) 特定健康診査・特定保健指導等の充実

メタボリックシンドローム対策等、生活習慣病対策として、特定健康診査及び特定保健指導事業及び後期高齢者健康診査、歯科健康検診に、多くの市民に受診機会を持ってもらえるよう広報活動を積極的に進めるなど受診勧奨に努めます。また、健康マイレージ事業を実施し毎日の運動による健康増進を図ります。

4) 医療機関との連携の強化

① 在宅医療・介護連携推進事業

介護保険事業や高齢者の健康・疾病対策の充実のため、市内の医療機関との連携を強化します。

5) 高齢者温泉等利用健康増進事業

高齢者温泉等利用健康増進事業は、年齢等の条件に合う高齢者を対象として、温泉等施設の利用料の一部を助成することにより、休養の機会の提供と、閉じこもりの解消を図ります。

(2) 介護予防事業の充実

要介護状態の発生を防ぐとともに、要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぎ、さらには軽減を目指して介護予防を推進します。

また、高齢者が地域において自立した日常生活を営めるよう、住民主体の活動的で継続的な通いの場としての介護予防事業を展開します。

高齢者が支えられる側だけでなく、支える側としての社会参加を推進し、市民による介護予防の取り組みを支援します。

1) 一般介護予防事業

① 介護予防普及啓発事業

ア 介護保険講演会

介護支援専門員・介護相談員・認知症サポーターや家族介護者をはじめ市民に対して、介護保険制度を正しく理解してもらうことを目的に、介護保険講演会を開催します。

イ いきいきサロン・いってみっ会等への専門職派遣

高齢者が集い、楽しく過ごしながら健康管理ができる「いきいきサロン・いってみっ会」は、社会福祉協議会の支援により集会所等で開催されています。必要に応じ保健師や歯科衛生士等が出向いて相談に応じており、地域住民がボランティアで運営に参画しています。運動指導士等を派遣し、介護予防についての普及啓発をします。

ウ 陽だまりの会、にこにこ健康教室

「陽だまりの会」、「にこにこ健康教室」は、二次予防事業対象者教室修了者等で、口腔、運動器の機能を維持し、低栄養改善の継続支援を行う教室です。岩代地域は「陽だまりの会」、東和地域は「にこにこ健康教室」として実施しています。

エ 生きがいデイサービスはつらつ教室

生きがいデイサービスの利用者に対して専門職を派遣し、運動・口腔・栄養などについて普及啓発をします。

オ 高齢者のための介護予防講座

高齢者団体等に専門職を派遣し、運動器の機能維持、口腔ケア、栄養改善など介護予防について普及啓発します。

カ 地域型認知症予防教室

地域型認知症予防教室は、認知症を発症していない高齢者を対象とし、認知症予防応援隊の支援により認知症予防を目的としたプログラム構成の教室を実施します。また、教室の参加者全員に対して、ファイブ・コグ（高齢者用の集団認知検査）のテストを行います。さらに、教室終了後に自主的に活動するグループに対する支援を行い、より地域で取り組みやすい教室の実施を目指します。

また、認知症ケアカフェ、初期集中支援チーム、地区の包括支援センターとの連携をはかり、効果的な教室の実施を目指します。

② 地域介護予防活動支援事業

ア 介護予防サポーターの養成

「通いの場」や「いきいき百歳体操」の導入を推進するため、各地域で実施される介護予防教室や介護予防講座等の介護予防事業を支援する介護予防サポーターを養成します。また、養成したサポーターの活動により、地域主導で介護予防教室等が展開できるよう働きかけを行います。

イ ボランティア研修

高齢者に関わるボランティア等に対し、運動の実技、講話等を行う研修会を実施します。また、受講者へのフォローアップ講座を開催することで、地域活動への継続を図ります。

ウ 居宅介護支援事業所連絡協議会の支援

市内の地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所で構成している居宅介護支援事業所連絡協議会では、介護支援専門員相互の連携強化や資質の向上を目指し研修会等を開催しており、今後もこの活動を支援していきます。

③ 介護予防事業評価事業

介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の改善を図ります。事業評価は、国の地域支援事業実施要綱に定めるプロセス評価を中心に行います。

2) 介護予防・生活支援サービス事業

① 介護予防事業の対象者把握事業

介護予防事業の対象者の把握は、基本チェックリストの配布回収を中心に実施することとし、調査対象の選定については、要介護認定の部局、医療機関、保健センター、地域包括支援センターの総合相談業務等との連携により行うこととします。また、従来の特定高齢者施策に準じ、特定健康診査結果、後期高齢者健康診査結果や高齢者及び家族からの相談など多様な情報をもとに対象者の選定にも努めます。

また、通所型介護予防事業と合わせて、さらに効果的な事業を検討します。

② 通所型介護予防事業

ア 運動器機能向上教室（足腰しゃんしゃん教室・水中運動教室）

運動器の機能が低下している、またはそのおそれのある方に対して、身体機能の向上に効果的な運動を行う機会を提供することで、加齢に伴う筋力低下や関節疾患を予防・改善し、更に、普段から生活の中に運動を取り入れて体力づくりができるように支援します。

③ 予防事業評価事業

介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図ります。事業評価は、国の地域支援事業実施要綱に定めるプロセス指標・アウトプット指標・アウトカム指標の3段階の評価指標を設定して行います。

3 住み慣れた場所でいつまでも暮らせる地域づくり

(1) 自立生活への支援

在宅での生活を支援するため、介護予防・生活支援サービス事業をはじめ、さまざまなサービスを、高齢者のニーズと実態に合わせて、適切なサービス提供を行います。

生活支援コーディネーターの配置と機能を強化しながら、高齢者を支える地域の支えあいの体制づくりを推進します。

1) 会食・配食サービスの充実

① 会食サービス事業

ひとり暮らし高齢者を対象に、マイクロバス等で送迎し、年3回昼食会を開催しています。今後とも会食サービスの充実を図ります。(なお、調理やアトラクションにおいては、市婦人団体連合会やボランティア団体の協力を得ています。)

② 食の自立支援(配食サービス)事業

食の自立支援(配食サービス)事業は、ひとり暮らし高齢者及び高齢夫婦世帯等を対象に、定期的な配食サービスをして、栄養管理及び安否確認を図ります。また、配達員は、安否の確認と一声声かけ運動を展開して、ひとり暮らし高齢者等の見守りを行います。

2) 外出支援の充実

① 巡回福祉車両(ようたすカー)運行事業

二本松地域で、高齢者等の通院や買い物等の利便を図るため、乗合型タクシーを平日に運行します。

② コミュニティバスの運行

安達地域、岩代地域、東和地域において、通院、買い物等の利便性を図るため、コミュニティバスを運行します。また、より利用しやすい公共交通とするための検討・見直しを進めます。

③ デマンドタクシーの運行

安達地域、岩代地域、東和地域の各地域内において、デマンド型乗合タクシーを病院や買い物等日常生活の足として運行します。また、より利用しやすいよう内容の検討・見直しを進めます。

3) 日常生活用具給付等事業

介護予防対策、自立支援の一環として、必要と認められる在宅の高齢者に、歩行支援用具、補聴器等の日常生活用具の給付等を実施します。

4) 訪問理美容サービス事業

要介護認定において「要介護3」以上に認定され、理美容店に出向くことが困難な在宅の高齢者等を対象とし、訪問理美容サービス事業を無料で年2回実施します。

5) 寝具洗濯乾燥サービス事業

① 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

要介護認定において「要介護3」以上に認定された在宅の寝たきり高齢者等を対象とし、寝具の洗濯乾燥サービス事業を無料で年2回実施します。

6) 軽度生活援助事業

準要支援者の生活支援として、ホームヘルパー等を派遣し、日常の調理、衣類の洗濯、住居等の清掃、生活必需品等の買物、その他必要な家事等の援助を行います。利用者の少ない地区において、利用を促進するため情報提供の充実を図ります。

(2) 認知症高齢者への支援体制の充実

今後さらに認知症高齢者が増えることが予想されるため、さまざまな機会を通じて、認知症の早期発見、治療、重度化予防や認知症に対する正しい理解を促進していくとともに、関連機関との連携を図り、相談支援及び認知症の人に適切なサービスの提供を行っていきます。

1) 総合相談・権利擁護

地域包括支援センターを核に家族会やボランティアグループが行う認知症相談活動を支援する取り組み等を推進するとともに、その受け皿となるサービス基盤の整備、地域における見守りのネットワークの構築等、より地域に密着した支援体制を整備していきます。

2) 認知症予防対策

① 認知症予防教室

介護予防・生活支援サービス事業の中で通所あるいは訪問による介護予防対策に認知症予防事業を位置付け、高齢者の状況に応じた予防対策を進めます。また、地域支援事業の実施により、高齢者の閉じこもりの防止や料理や運動において2つのことを同時に行うなど活動を促進します。保健・医療対策として、地域包括支援センターごとの地域性を踏まえた教室開催を通じ、脳血管性認知症の原因となる動脈硬化や脳卒中の予防に努めます。

② 認知症初期集中支援チーム

認知症について広報活動を強化するとともに、医療機関や民生児童委員等との連携により、早期発見に努め、一人ひとりの状態に応じた支援を行います。

チームの成熟のために、各包括支援センターからの情報提供と国県の研修受講を支援するとともに、チームの周知を充実させます。

③ 認知症予防普及啓発事業

認知症についての知識や相談先等の情報をまとめた「認知症ケアパス」の更新、配布や認知症地域支援推進員の設置により、認知症予防の普及啓発に努めます。

4) 学校での認知症教育の実施検討

① 認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい理解を目指して、学校における認知症に関する教育の実施を検討し、若年層に対する認知症サポーターの養成を図ります。

また、学生がボランティアとして関わる機会が持てるよう推進します。

5) 認知症サポーター養成

① 認知症サポーター養成講座

認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症について正しい知識を持ち、認知症の方や家族を応援する認知症サポーターの養成を図ります。

6) キャラバン・メイト派遣

① 認知症サポーター養成講座

キャラバン・メイトは、認知症サポーター養成講座の講師等として、認知症サポーターを養成する役割を担っています。ボランティアとして、市や職域団体等と協働で、地域の住民、学校、職域等を対象に認知症に関する学習会（認知症サポーター養成講座）を開き、講座の講師役として認知症サポーターの育成を行います。

7) 認知症予防応援隊の育成

① 認知症予防応援隊養成講座

認知症予防応援隊は、市が実施する認知症予防事業を各地域で効果的に実施するための補助的役割を担っています。各地域に多くの応援隊員を育成することで、認知症高齢者の見守り効果も期待されるため、介護予防サポーターと合わせて、応援隊員の育成を行います。

8) 徘徊高齢者対策

認知症等が原因で徘徊を繰り返す高齢者に対し、地域の見守りと安全対策を行うよう、関係機関との仕組みづくりを進めます。

(3) 介護者への支援

介護者である家族の介護にかかる負担感を軽減し、要介護者との関係を良好に保ち、できるだけ長く在宅での生活を継続するため、介護者相互の交流を深めるための各種交流事業や介護技術向上のための教室等を充実します。

また、家族介護者の身体的・経済的・心理的な負担を軽減するための支援を充実します。

1) 介護者激励金支給事業

要介護認定において「要介護4・5」と認定され、在宅の寝たきり高齢者等を6ヶ月以上介護している介護者に対して介護者激励金を支給します。

2) 介護者慰労金支給事業

「要介護4・5」に相当する市民税非課税世帯の在宅高齢者で、過去1年間介護保険サービスを受けなかった人を介護している家族に、介護者慰労金を支給します。

3) 家族介護用品支給事業

要介護認定において「要介護」と認定された65歳以上の在宅高齢者で、常時介護用品を必要とする方を対象に、紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、ガーゼ類の介護用品購入に対する助成を行い、介護者の経済的負担の軽減を図ります。

4) 家族介護者交流事業

在宅介護者を対象に、介護者同士が交流を通じて介護による心身の疲労を癒し、気分を新たにして介護に取り組めるよう支援する介護者リフレッシュ事業を各包括支援センターごとに地域に密着した形で実施します。

5) 家族介護教室

① 家族介護教室

介護者の健康の学習と介護の負担軽減を学ぶ教室を開催します。また、各包括支援センターごとに地域に密着した形で事業を実施できるよう検討していきます。

② 認知症家族談話会

認知症介護者の精神的負担を軽減し、認知症の学習と理解を深めるために開催します。また、各包括支援センターごとに地域に密着した形で事業を実施できるよう検討していきます。

4 安全・安心して暮らせる地域づくり

(1) 暮らしやすい地域づくりへの支援

公共施設等のバリアフリー化を推進し、福祉の観点から施設の点検・整備を行うとともに、新たな施設整備については、ユニバーサルデザインの適用に努め、また、高齢者がその状況に応じた適切な住まいやサービスを確保できるようにするため、高齢者向けの住まいに関する情報提供等を行います。

また、高齢者の防犯及び交通安全の意識を高めるため、関係機関と協力し支援体制や啓発活動の充実を図ります。

1) 高齢者の居住環境の向上

① 住宅改修支援事業理由書作成助成

要支援及び要介護認定者の住宅改修にあたり、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成を行います。

② 住環境整備

高齢期の暮らしについては、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送ることを望んでいる一方で、身体機能の低下や要介護状態になることにより、生活環境や住まいに支障をきたす場合もあります。そこで高齢者が少しでも外に出やすくなるよう、バリアフリーのまちづくりを推進していきます。また、高齢者が暮らしやすい「住まい」に住めるよう、住宅改修等の相談や、情報の提供を行うとともに、高齢者の新しい住まいのあり方も検討していきます。

③ 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

高齢者の増加に伴い、自宅で生活する高齢者がますます増えてくることが見込まれます。高齢者が自宅における転倒等により、要介護または要支援状態とならないよう、必要な住宅改修を実施する方に対して改修資金を助成することにより、自立した在宅生活の継続を図ります。

2) 高齢者の住居の確保

① 生活支援関係施設地域密着型介護施設等整備事業

高齢者及びその介護者が安心して暮らせるよう、緊急時に対応できる施設を確保するとともに、介護・医療面での不安や、介護する家族の負担等への配慮から施設への入所を選択せざるを得ない状況にある方に、介護保険制度のもとにおける施設サービスや地域密着型サービスの供給基盤を確保するため、国の交付金等の制度の活用を検討します。

② 養護老人ホームへの入所措置

環境上の理由及び経済的理由により、居宅での養護が困難な概ね65歳以上の高齢者について、老人ホーム入所判定委員会の審査により養護老人ホームへの入所を行います。

③ サービス付き高齢者住宅の誘導

サービス付き高齢者住宅について、必要に応じて民間事業所等との連携により、整備、誘導を検討します。

3) バリアフリーのまちづくり

高齢者の生活に配慮した公共施設の整備を目指し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に沿って施設整備を進めます。

4) 消費者対策の強化

① 悪徳商法等からの被害防止対策

消費取引上不利な立場に置かれやすい高齢者や判断能力が不十分な方のために、関係課と連携して、被害を未然に防ぐための効果的な広報・啓発活動を行い、関係機関と柔軟な連携を図る仕組みづくりを進めます。

② なりすまし詐欺対策

近年被害が増大しているなりすまし詐欺等に対し、警察署との連携により、最新の情報の提供に努め、注意を呼びかけます。

5) 防犯対策の強化

防犯協会や市内の自治会、町内会と連携し、自主防犯組織の結成や活動支援を行います。

6) 交通安全対策

交通安全施設や標識の整備、交通安全協会等と連携した交通安全運動を展開し、高齢者の交通事故の撲滅を目指します。

また、近年高齢者による交通事故が多発していることにより、家族等からの勧めや自主的に運転免許証を有効期限前に警察署に返納する高齢者が多くなっています。今後、自主返納者に対する支援について関係機関と協議しながら検討を進めます。

(2) 災害に強い安全な地域づくりの推進

高齢者の防災意識の高揚と啓発に努めるとともに、関係団体・地域住民と連携を強化し、高齢者の支援体制の整備を推進します。

1) 災害時要援護者避難支援プラン個別計画作成

災害時要援護者避難支援プラン個別計画作成による平常時の避難支援者による要援護者の見守りと安否確認を進めます。

2) 防災体制の強化・災害時要援護者避難支援台帳の整備・活用

① 防災意識の高揚

地域住民に対し、広報活動等を強化し、防火・防災意識を高めるとともに、各家庭における家具の転倒防止策の実施、緊急時の連絡方法や避難所の取り決めなどの対策を進めるよう促していきます。また、各地区、町内会、消防署、消防団とも連携し、避難訓練を実施し、積極的な参加を促すとともに、市全域をカバーする防災情報配信システムを整備し、防火・防災対策に活用していきます。

② 災害時要援護者避難支援台帳の整備・活用

災害時要援護者避難支援台帳について、定期的な更新に努めていくとともに、要援護者それぞれの特性に応じて、関係課と連携しながら土砂災害・地震等の災害や緊急時の避難方法を検討するなど、台帳の活用を図り、地域の支え合いによる避難体制を構築します。

③ 地域防災計画の見直し

災害時要援護者として的高齢者対策を進めるよう、地域防災計画の見直しを図り、福祉避難所の指定、整備や災害時の高齢者等の避難方法等について検討します。

また、高齢者等の避難支援を円滑に行うために要支援者名簿の整備・活用（高齢福祉課）の推進を促しながら地域での支援体制強化を推進していきます。

④ 防災対策と救助体制整備

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の情報の把握に努め、災害情報の伝達や緊急避難体制等の構築に努めています。高齢者に向けて、防災訓練への参加や家具転倒防止対策を進めることによって防火・防災意識を高めるとともに、地域の方々や消防団等による救助体制の確立を図ります。

3) 緊急通報等の強化

① 緊急通報装置設置事業

ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を設置して、急病や災害等に速やかな対応を図ります。ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯に対して、緊急通報装置の設置を進めるとともに、緊急時の協力員の確保に努め、緊急通報センターを通じて安否確認ができる体制づくりを進めます。

② 老人福祉電話貸与事業（日常生活用具給付等事業）

ひとり暮らし高齢者等に電話加入権を貸与し、日常生活における孤立感や緊急時の不安を解消して、安心した生活の維持を図ります。

5 高齢者の社会参加と生きがいづくり

(1) 生きがいづくりへの支援

高齢者のニーズを捉えながら、講座、イベントの開催、ふれあいいきいきサロンの活性化や地域活動に関する情報発信の充実などを図り、高齢者の活動の場を拡大することにより、生きがいづくりを推進します。

1) 生きがい活動支援通所事業

① 生きがいデイサービス

準要支援者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るため、生きがい対応型のデイサービス事業を実施します。

2) 生活支援短期入所事業

① 高齢者短期入所運営事業

在宅の準要支援者等を介護する方に代わって、一時的に養護する必要がある場合に、養護老人ホーム等へ一時的に入所させ、要介護高齢者及びその家族を支援します。

3) ふれあいいきいきサロンの運営支援

高齢者等の地域における交流の場として、ふれあいいきいきサロンの運営を支援します。また、交流の場において、いきいき百歳体操の導入も推進していきます。

(2) 社会活動への支援

地域の支えあい活動を推進するとともに、高齢者がその活動の担い手として活躍していくなど、地域活動への積極的参加を促すことを推進します。

1) 生涯学習

元気で生きいきとした高齢期を過ごすためには、日常生活の中で趣味等に関心を持ち、日々の生活に張りを持たせ生きがいを感じるが大変重要です。そこで、高齢者自身の社会経験や趣味・関心に応じて、高齢者が意欲的に趣味や学習に取り組めるよう、生涯学習に参加できる機会や場の充実を図ります。

2) 高齢者学級

高齢者が健康で明るく生きがいのある生活を送るために、高齢者に適した学習活動や社会参加活動、サークル活動を支援するための高齢者学級の充実を図ります。

3) 文化活動への参加促進

高齢者を含む多くの市民に文化活動へ参加してもらえるよう、教室等の充実を図るとともに、各活動サークルの支援や、高齢者と障がい者が毎日の生活の中で、趣味や特技を活かして作った作品を展示する機会の創出を行います。

4) 世代間交流の充実

保育所・幼稚園高齢者ふれ合い事業を通して、保育所・幼稚園の運動会等に高齢者を招待し、世代間の交流を深めます。子ども達と高齢者の交流機会を充実するとともに、各種行事、イベントの開催にあたっては、いろいろな世代の人が参加できるよう配慮することにより、自然と世代間交流が進むよう努めていきます。

5) 老人福祉センター等既存施設の活用

① 老人福祉センター事業の充実

老人福祉センターでは、世代間交流事業、文化伝承事業、老人生きがい対策事業等を実施しています。

各種行事・イベントに高齢者のみならず幅広い年齢層が参加し交流できるよう検討していきます。

② 高齢者能力活用センターの利用促進

高齢者介護予防、福祉と健康増進を目的に設置された高齢者能力活用センターについては、引き続き地域高齢者の福祉と健康増進のために地域高齢者の生きがいづくりの活動の場として利用を促進します。

6) 老人クラブ活動等社会活動促進事業

老人クラブでは、地域の高齢者が自主的に集い、様々な活動を通じてお互いに趣味、娯楽、教養を身につけ、社会性を養い、時代に適応した生きがい対策等、毎日の生活を健全で豊かなものにする活動を行っています。ボランティア活動への参加、各種スポーツ大会の開催、健康増進事業等の老人クラブ活動を積極的に支援するとともに、活動費の助成を行い、高齢者の社会活動を進めます。

7) 二本松の菊人形招待事業

高齢者の社会参加及び余暇活動の支援として、一般財団法人二本松菊栄会の協力を得て、70歳以上の方を菊花の鑑賞に招待します。

8) 百歳賀寿贈呈・敬老会の開催・敬老祝金贈呈

百歳賀寿贈呈は、100歳を迎える高齢者の誕生日に長寿をお祝いするため、額入りの賀寿状の贈呈と賀寿祝金10万円を贈呈します。また、敬老会は、市内在住の高齢者の健康と長寿を祝福し、敬老の意を表するため、各地区の実情に併せて、毎年9月の敬老の日を中心に開催します。市内在住の77歳、88歳、99歳の方に敬老会記念品を贈呈し、さらに88歳、99歳の方に敬老祝金を贈呈します。

(3) 就業などの支援

高齢者の就労機会が広がるように、シルバー人材センター登録者数の増加をめざすとともに、その周知と利用機会の向上を図ります。

1) シルバー人材センター活動支援事業

生きがいを得るための機会として、高齢者に対する臨時的かつ短期的な業務またはその他の軽易な業務に係る就業機会を提供するため、シルバー人材センターの事業活動を支援します。

6 介護保険事業の適正・円滑な運営

(1) 介護サービスの充実

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができ、サービスの供給が安定的に確保されるよう、居宅・施設介護サービスや地域密着型介護サービスの整備を促進します。

1) 居宅介護サービスの充実

住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう総合的な支援を図るとともに、介護老人保健施設等から在宅への復帰を支援します。このことを踏まえて、施設介護サービス利用者の割合を中長期的に減らしていくことを目指し、在宅医療サービスや医療系の介護サービス等の基盤整備を進めます。

2) 地域密着型介護サービスの充実

自宅で生活を続けることが困難になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域密着型介護サービスの整備を促進します。

地域密着型介護サービスについては、設置基準に照らし適正に事業所の指定を行うとともに、安定した事業運営や質の高いサービスを提供できるよう事業者への支援を行います。

3) 施設介護サービスの充実

今後、一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯がこれまで以上に増加することが見込まれ、在宅での生活が困難な要介護高齢者の受け皿として、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）等の整備について地域とのバランスを考慮して基盤整備を進めます。

(2) 介護保険サービスの質の向上と円滑な運営

市が指定する介護保険サービス事業者等に対し定期的に指導・監督を行い、サービスの質を高めるとともに、また、人材面では、サービスの質の確保のため、サービス従事者のスキルアップに向け、事業者が自主的に研修機会を設けてレベルアップを図るように働きかけます。

また、介護保険制度の周知に努め、相談体制の充実等を推進することにより、介護サービスを必要としている人に必要なサービスが行き届くよう、介護保険事業の円滑な運営を図ります。

1) 介護サービスの円滑な提供

① 介護給付に係る介護給付等対象サービスの円滑な提供

指定居宅介護支援事業者が、指定居宅サービス、または指定地域密着型サービス事業者と連携して、適切な居宅サービス計画を作成することができるよう、関係事業者に関する情報提供や関係事業者相互間の情報交換のための体制整備など、事業者相互間の連携の確保、その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図ります。

また、地域包括支援センターを中心に、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備を進めます。

② 予防給付に係る介護予防給付等対象サービスの円滑な提供

指定介護予防支援事業者が、指定介護予防サービス、または指定地域密着型介護予防サービス事業者と連携して、適切な介護予防サービス計画を作成することができるよう、関係事業者に関する情報提供や関係事業者相互間の情報交換のための体制整備など、事業者相互間の連携の確保、その他の介護予防給付等対象サービスの円滑な提供を図ります。

③ 苦情処理体制

介護保険事業で提供されるサービス内容や事業者・施設等に関する苦情相談について、国民健康保険団体連合会やサービス事業所と連携を取り、利用者へのサービスの質の向上に努めます。

④ 負担の軽減

ア 高額介護サービス費等貸付事業

介護保険によるサービスを利用した場合、利用者は利用したサービス費用の一部を負担することが原則となります。その負担が高額となり、利用者及びその家族が特別な事情により利用料の支払いが困難な場合に、高額介護サービス費として支給される額の貸付を行います。

イ 社会福祉法人等利用者負担軽減助成事業

介護保険制度においては、サービスの利用に相応した利用者負担が伴うこととなり、特に低所得者にとっては、費用負担の増大が予測されます。負担軽減の観点から国の基準に準じ利用者の負担軽減を行った社会福祉法人等に対し、その負担の一部を助成します。

⑤ 介護保険運営協議会（地域包括支援センター運営協議会）開催

介護保険サービスの内容や介護保険を取り巻く福祉サービスのあり方、要望・苦情の状況等、介護保険事業の運営に関する重要事項について、市長の委嘱により調査・審議するための協議会を開催します。

介護保険事業計画は、各年度において、その達成状況を点検・評価し、この結果に基づいて対策を実施することが必要になります。これら制度の円滑な運営を図るため介護保険運営協議会を定期的で開催します。

2) 居宅介護支援事業所連絡協議会の支援

介護予防支援及び居宅介護支援のケアプランを作成する市内の介護支援専門員で構成し、開催される居宅介護支援事業所連絡協議会活動を支援するため、講師の派遣や研修会を実施します。

3) 制度の普及啓発

介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るために、市民の理解及び協力を得ることが不可欠であり、介護保険事業に関する情報の提供等により介護保険事業の趣旨の普及啓発を図ります。

4) 介護保険給付の適正化

県、介護保険事業所、介護支援専門員等との連携により、介護保険給付の適正化を目指します。

① 要介護認定の適正化

県との連携により、認定調査員及び認定審査会委員等の研修機会を充実するほか、国の要介護認定業務分析データによる認定状況のチェック体制を強化するなど、要介護認定の適正化を図ります。

② ケアマネジメント等の適正化

県との連携により、介護支援専門員の研修機会を充実し、ケアマネジメントの適正化を図ります。

③ 介護給付の適正化

事業所からの介護報酬の請求が適正に行われているか、定期的に指導・監査を行うとともに、利用者に対しても介護給付費を通知し適正利用を呼びかけます。

また、不正事例が生じた場合は、県との連携により、必要に応じた指導・監査を行い、適正化を図ります。

第 5 章

介護サービスなどの見込み量の算定

厚生労働省の見える化システムの将来推計に基づき、第7期計画期間の介護保険事業サービスは以下のように見込まれます。

1 介護保険事業の量の見込み

(1) 被保険者数の推計

人口推計結果によると、総人口の減少が続く一方、第1号被保険者数は増加の一途をたどり、平成32年度には被保険者数は18,166人、平成37年度には18,278人と予測されます。しかし、第2号被保険者数は減少していくことが見込まれ、被保険者数全体の数は減少していきます。

【被保険者数の推計】

(単位：人)

区分	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
総数	36,024	35,950	35,803	34,560
第1号被保険者数	17,801	18,026	18,166	18,278
第2号被保険者数	18,223	17,924	17,637	16,282

(2) 要介護（要支援）認定者数等の推計

介護サービスの対象となる要介護(要支援)認定者数は、高齢者人口の増加に伴い、一貫して増加傾向で推移していくものと見込まれます。

【要介護（要支援）認定者数の推計】

(単位：人)

区分	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
要支援1	258	261	268	265
要支援2	301	312	325	353
要介護1	627	634	659	673
要介護2	591	582	568	540
要介護3	514	519	525	509
要介護4	500	507	524	569
要介護5	433	432	431	449
合計	3,224	3,247	3,300	3,358

(3) 居宅介護サービス・居宅介護予防サービス

① 訪問介護、介護予防訪問介護

訪問介護員が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯その他の日常生活上の援助などを行うサービスです。

【訪問介護、介護予防訪問介護の実績と見込み】

(単位：千円、回、人)

項目	単位	第6期			第7期			平成37年度
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
予防給付	千円	11,979	12,392	5,259				
	人/月	62	63	30				
介護給付	千円	234,202	213,493	222,407	215,831	224,210	238,025	205,536
	回/月	7,004.4	6,419.5	6,637.1	6,460.5	6,720.5	7,144.1	6,134.7
	人/月	367	340	354	343	356	377	346

※平成29年度は見込値です。

② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

訪問介護員と看護師などが寝たきりのかたなどの居宅を移動入浴車で訪問し、特殊浴槽を居宅に持ち込んで入浴の介助を行うサービスです。

【訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護の実績と見込み】

(単位：千円、回、人)

項目	単位	第6期			第7期			平成37年度
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
予防給付	千円	62	225	381	407	610	1,016	1,830
	回/月	0.7	2.4	4.1	4.4	6.6	11.0	19.8
	人/月	0	1	2	2	3	5	9
介護給付	千円	65,388	62,627	90,829	65,108	72,008	76,726	67,045
	回/月	478	458	676	478.9	530.6	566.0	496.8
	人/月	118	112	126	108	117	123	101

※平成29年度は見込値です。

③ 訪問看護、介護予防訪問看護

看護師などが居宅を訪問し、主治医と連携をとりながら病状の観察や床ずれの手当て、看護業務の一環としてのリハビリテーションなどを行うサービスです。

【訪問看護、介護予防訪問看護の実績と見込み】

(単位：千円、回、人)

項目	単位	第6期			第7期			平成37年度
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
予防給付	千円	6,529	2,610	4,261	5,156	5,156	5,406	5,840
	回/月	172.7	43.3	68.6	83.0	83.0	87.0	94.0
	人/月	22	9	15	14	14	15	16
介護給付	千円	90,695	90,374	109,913	107,909	114,006	122,245	104,303
	回/月	1,665.0	1,531.3	1,917.5	1,869.4	1,966.0	2,100.9	1,800.5
	人/月	240	234	260	269	284	305	254

※平成29年度は見込値です。

④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが居宅を訪問し、主治医と連携をとりながら日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

【訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションの実績と見込み】

(単位：千円、回、人)

項目	単位	第6期			第7期			平成37年度
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
予防給付	千円	1,154	2,763	3,211	4,121	5,674	7,615	10,333
	回/月	35.3	85.0	98.2	125.6	172.8	231.8	314.4
	人/月	4	8	10	11	15	20	27
介護給付	千円	6,665	15,300	15,496	19,794	23,571	28,753	25,845
	回/月	197.8	451.8	451.3	576.6	686.5	837.7	752.8
	人/月	18	39	41	52	62	76	66

※平成29年度は見込値です。

⑤ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

【居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導の実績と見込み】

(単位：千円、人)

項目	単位	第6期			第7期			平成37年度
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
予防給付	千円	411	293	200	217	217	217	217
	人/月	3	2	2	2	2	2	2
介護給付	千円	14,994	15,289	17,062	16,954	18,614	20,497	16,907
	人/月	118	119	138	137	151	167	135

※平成29年度は見込値です。

⑥ 通所介護（デイサービス）、介護予防通所介護

通所介護施設において、食事、入浴の提供や、日常生活動作訓練、レクリエーションなどを行うサービスです。

【通所介護、介護予防通所介護の実績と見込み】

(単位：千円、回、人)

項目	単位	第6期			第7期			平成37年度
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
予防給付	千円	33,330	29,242	15,780	/	/	/	/
	人/月	105	96	52	/	/	/	/
介護給付	千円	372,405	319,279	340,188	341,902	341,805	343,149	232,559
	回/月	3,898	3,372	3,585	3,571.4	3,542.8	3,556.0	2,503.9
	人/月	524	418	425	446	445	447	318

※平成29年度は見込値です。

⑦ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、医療機関に通い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などによる日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

【通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの実績と見込み】

(単位：千円、回、人)

項目	単位	第6期			第7期			平成37年度
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
予防給付	千円	40,814	41,198	43,135	42,759	45,928	49,098	68,623
	人/月	114	111	120	103	111	119	165
介護給付	千円	304,594	317,587	318,316	335,264	343,142	356,121	324,274
	回/月	2,779.4	2,924.3	2,946.8	3,113.3	3,203.4	3,344.5	3,153.1
	人/月	420	434	442	466	480	502	471

※平成29年度は見込値です。

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）、介護予防短期入所生活介護

短期入所施設において、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の援助、機能訓練などを行うサービスです。

【短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の実績と見込み】

(単位：千円、日、人)

項目	単位	第6期			第7期			平成37年度
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
予防給付	千円	1,501	962	1,231	1,535	1,785	2,286	2,286
	日/月	19.6	13.3	17.2	21.7	25.3	32.5	32.5
	人/月	5	4	5	6	7	9	9
介護給付	千円	203,003	190,659	197,936	202,047	204,750	208,287	165,970
	日/月	2,007.2	1,931.5	1,982.7	2,027.2	2,054.8	2,090.6	1,687.4
	人/月	220	199	208	213	216	220	180

※平成29年度は見込値です。

⑨ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等において、短期間入所のもと、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他の必要な医療、日常生活上の援助などを行うサービスです。

【短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護の実績と見込み】

(単位：千円、日、人)

項目	単位	第6期			第7期			平成37年度
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
予防給付	千円	1,687	1,603	1,093	1,199	1,199	1,199	1,199
	日/月	14.7	15.8	9.3	10.2	10.2	10.2	10.2
	人/月	3	3	2	2	2	2	2
介護給付	千円	128,727	126,772	121,756	121,850	125,858	129,179	105,611
	日/月	992.3	962.7	909.9	911.0	943.6	968.0	796.6
	人/月	129	124	120	121	126	129	109

※平成29年度は見込値です。

⑩ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

車椅子、特殊ベッドなど、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸し出すサービスです。

【福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与の実績と見込み】

(単位：千円、人)

項目	単位	第6期			第7期			平成37年度
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
予防給付	千円	4,775	4,856	5,928	6,426	7,204	8,096	9,439
	人/月	78	89	101	109	122	137	159
介護給付	千円	125,774	123,208	131,573	131,689	135,911	141,382	122,481
	人/月	771	771	821	823	849	883	808

※平成29年度は見込値です。

⑪ 特定福祉用具購入、特定介護予防福祉用具購入

入浴や排せつなどに使われる特定福祉用具の購入費を支給します。

【特定福祉用具購入、特定介護予防福祉用具購入の実績と見込み】

(単位：千円、人)

項目	単位	第6期			第7期			平成37年度
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
予防給付	千円	1,459	968	688	1,236	1,236	1,236	535
	人/月	5	4	2	4	4	4	2
介護給付	千円	7,294	7,540	6,231	7,956	9,067	10,447	8,197
	人/月	20	21	19	24	27	31	25

※平成29年度は見込値です。

⑫ 住宅改修、介護予防住宅改修

居宅の手すりの取付けや段差の解消などの小規模な改修費用を支給します。

【住宅改修、介護予防住宅改修の実績と見込み】

(単位：千円、人)

項目	単位	第6期			第7期			平成37年度
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
予防給付	千円	4,716	4,489	3,686	3,694	3,694	3,694	3,694
	人/月	4	4	3	2	2	2	2
介護給付	千円	13,504	15,151	13,521	17,590	18,381	22,246	20,794
	人/月	11	12	11	14	15	18	17

※平成29年度は見込値です。

⑬ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、ケアハウスなどの入居者に対し、介護サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護やその他日常生活上の援助などを行うサービスです。

【特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護の実績と見込み】

(単位：千円、人)

項目	単位	第6期			第7期			平成37年度
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
予防給付	千円	451	662	668	668	1,336	1,336	1,336
	人/月	1	1	1	3	3	3	2
介護給付	千円	77,491	74,826	89,783	108,881	105,208	103,355	90,921
	人/月	35	34	37	45	43	41	35

※平成29年度は見込値です。

⑭ 居宅介護支援、介護予防支援

介護支援専門員（ケアマネジャー。介護予防支援にあっては保健師など）がケアプランを作成し、ケアプランに基づき介護サービスの提供が確保されるよう、介護サービス事業所との連絡調整を行います。

【居宅介護支援、介護予防支援の実績と見込み】

(単位：千円、人)

項目	単位	第6期			第7期			平成37年度
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
予防給付	千円	16,239	16,077	14,959	11,511	11,895	12,391	16,025
	人/月	307	303	260	209	216	225	291
介護給付	千円	238,077	236,182	244,269	244,308	243,974	247,071	235,132
	人/月	1,340	1,314	1,340	1,337	1,335	1,352	1,292

※平成29年度は見込値です。

(4) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護員、看護師などが1日複数回定期的に、または通報を受けて随時居宅を訪問し、介護サービスと看護サービスを一体的に提供するサービスです。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実績と見込み】

(単位：千円、人)

項目	単位	第6期			第7期			平成37年度
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
介護給付	千円	1,307	4,348	1,165	18,020	21,161	25,536	12,890
	人/月	1	3	1	12	15	17	8

※平成29年度は見込値です。

② 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に認知症専門のケアを提供する通所介護サービスです。

【認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護の実績と見込み】

(単位：千円、人)

項目	単位	第6期			第7期			平成37年度
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
予防給付	千円	0	0	0	0	0	0	0
	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護給付	千円	62,695	56,172	50,718	49,997	51,130	53,473	47,398
	回/月	474.8	435.4	379.4	372.9	378.5	392.7	349.1
	人/月	53	49	44	43	44	46	41

※平成29年度は見込値です。

③ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせ提供する多機能サービスです。

【小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護の実績と見込み】

(単位：千円、人)

項目	単位	第6期			第7期			平成37年度
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
予防給付	千円	2,180	4,608	8,885	6,413	14,246	10,330	13,365
	人/月	3	6	13	7	15	11	15
介護給付	千円	82,408	86,987	93,965	124,566	137,226	107,021	180,411
	人/月	36	40	44	61	68	48	90

※平成29年度は見込値です。

④ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

介護が必要な認知症のかたが5～9人で共同生活をする場で、家庭的な環境のもとで入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の援助、機能訓練などを行うサービスです。

【認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の実績と見込み】

(単位：千円、人)

項目	単位	第6期			第7期			平成37年度
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
予防給付	千円	0	1,548	0	6,784	6,784	13,567	16,959
	人/月	0	1	0	2	2	4	5
介護給付	千円	191,142	197,908	225,669	311,183	311,183	370,248	379,759
	人/月	66	67	73	101	101	120	123

※平成29年度は見込値です。

⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員が 29 人以下の小規模な特定施設入居者生活介護サービスです。

【地域密着型特定施設入居者生活介護の実績と見込み】

(単位：千円、人)

項目	単位	第 6 期			第 7 期			平成 37 年度
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	千円	23,454	57,240	67,520	60,712	60,712	63,329	194,753
	人/月	11	26	29	26	26	27	85

※平成 29 年度は見込値です。

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設サービスです。

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実績と見込み】

(単位：千円、人)

項目	単位	第 6 期			第 7 期			平成 37 年度
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	千円	0	0	0	87,691	87,691	87,691	87,691
	人/月	0	0	0	29	29	29	29

※平成 29 年度は見込値です。

⑦ 地域密着型通所介護

利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護サービスです。

【地域密着型通所介護の実績と見込み】

(単位：千円、回、人)

項目	単位	第 6 期			第 7 期			平成 37 年度
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	千円		72,964	72,121	78,562	79,332	79,143	70,117
	回/月		804.8	726.5	782.2	789.0	787.3	716.1
	人/月		106	99	102	103	103	94

※平成 29 年度は見込値です。

(5) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

常時介護が必要で居宅での介護が困難なかが入所して、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の援助、機能訓練、健康管理などを行うサービスです。

【介護老人福祉施設の実績と見込み】

(単位：千円、人)

項目	単位	第6期			第7期			平成37年度
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
介護給付	千円	1,382,854	1,408,036	1,430,135	1,497,688	1,497,688	1,497,688	1,939,609
	人/月	479	490	491	517	517	517	666

※平成29年度は見込値です。

② 介護老人保健施設

病状が安定し自宅へ戻ることができるようリハビリテーションに重点をおいた医療ケアが必要なかが入所して、医学的管理下での介護、機能訓練などを行うサービスです。

【介護老人保健施設の実績と見込み】

(単位：千円、人)

項目	単位	第6期			第7期			平成37年度
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
介護給付	千円	830,210	833,600	841,261	843,941	843,941	843,941	879,908
	人/月	269	269	274	275	275	275	285

※平成29年度は見込値です。

③ 介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設です。要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。

【介護医療院の実績と見込み】

(単位：千円、人)

項目	単位	第6期			第7期			平成37年度
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
介護給付	千円				0	0	0	22,281
	人/月				0	0	0	5

※平成29年度は見込値です。

④ 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、継続的に医療サービスを受けながら長期の療養を必要とする方が入所して、療養上の管理、看護、機能訓練などを行うサービスです。平成35年度末に廃止の予定です。

【介護療養型医療施設の実績と見込み】

(単位：千円、人)

項目	単位	第6期			第7期			平成37年度
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
介護給付	千円	5,029	4,886	9,655	8,912	8,912	8,912	
	人/月	1	1	2	2	2	2	

※平成29年度は見込値です。

2 介護保険給付費見込み額の推計

第1号被保険者の保険料を算定する基礎となる介護保険給付費の見込み額は次のとおりです。

【居宅介護・地域密着型介護・施設介護サービス給付費の見込み】

(単位：千円)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス				
訪問介護	215,831	224,210	238,025	205,536
訪問入浴介護	65,108	72,008	76,726	67,045
訪問看護	107,909	114,006	122,245	104,303
訪問リハビリテーション	19,794	23,571	28,753	25,845
居宅療養管理指導	16,954	18,614	20,497	16,907
通所介護	341,902	341,805	343,149	232,559
通所リハビリテーション	335,264	343,142	356,121	324,274
短期入所生活介護	202,047	204,750	208,287	165,970
短期入所療養介護(老健)	121,850	125,448	128,769	105,201
短期入所療養介護(病院等)	0	410	410	410
福祉用具貸与	131,689	135,911	141,382	122,481
特定福祉用具購入費	7,956	9,067	10,447	8,197
住宅改修費	17,590	18,381	22,246	20,794
特定施設入居者生活介護	108,881	105,208	103,355	90,921
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	18,020	21,161	25,536	12,890
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	49,997	51,130	53,473	47,398
小規模多機能型居宅介護	124,566	137,226	107,021	180,411
認知症対応型共同生活介護	311,183	311,183	370,248	379,759
地域密着型特定施設入居者生活介護	60,712	60,712	63,329	194,753
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	87,691	87,691	87,691	87,691
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	78,562	79,332	79,143	70,117
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	1,497,688	1,497,688	1,497,688	1,939,609
介護老人保健施設	843,941	843,941	843,941	879,908
介護医療院	0	0	0	22,281
介護療養型医療施設	8,912	8,912	8,912	
(4) 居宅介護支援	244,308	243,974	247,071	235,132
合計	5,018,355	5,079,481	5,184,465	5,540,392

【介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費の見込み】

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	407	610	1,016	1,830
介護予防訪問看護	5,156	5,156	5,406	5,840
介護予防訪問リハビリテーション	4,121	5,674	7,615	10,333
介護予防居宅療養管理指導	217	217	217	217
介護予防通所リハビリテーション	42,759	45,928	49,098	68,623
介護予防短期入所生活介護	1,535	1,785	2,286	2,286
介護予防短期入所療養介護（老健）	1,199	1,199	1,199	1,199
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	6,426	7,204	8,096	9,439
特定介護予防福祉用具購入費	1,236	1,236	1,236	535
介護予防住宅改修	3,694	3,694	3,694	3,694
介護予防特定施設入居者生活介護	668	1,336	1,336	1,336
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	6,413	14,246	10,330	13,365
介護予防認知症対応型共同生活介護	6,784	6,784	13,567	16,959
(3) 介護予防支援	11,511	11,895	12,391	16,025
合計	92,126	106,964	117,487	151,681

【総給付費の見込み】

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
合計	5,110,481	5,186,445	5,301,952	5,692,073
居宅サービス	2,016,012	2,066,439	2,141,073	1,846,932
地域密着型サービス	743,928	769,465	810,338	1,003,343
施設サービス	2,350,541	2,350,541	2,350,541	2,841,798

【標準給付費の見込み】

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	5,108,724	5,183,713	5,299,161	5,689,444
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）	283,576	285,642	291,750	301,631
高額介護サービス費等給付額	107,674	108,458	110,778	114,529
高額医療合算介護サービス費等給付額	12,636	12,728	13,001	13,441
算定対象審査支払手数料	4,288	4,300	4,400	4,640

【地域支援事業費の見込み】

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
地域支援事業費	193,178	193,178	193,178	196,219
介護予防・日常生活支援総合事業費	74,195	74,195	74,195	77,236
包括的支援事業・任意事業費	118,983	118,983	118,983	118,983

3 介護保険料の設定

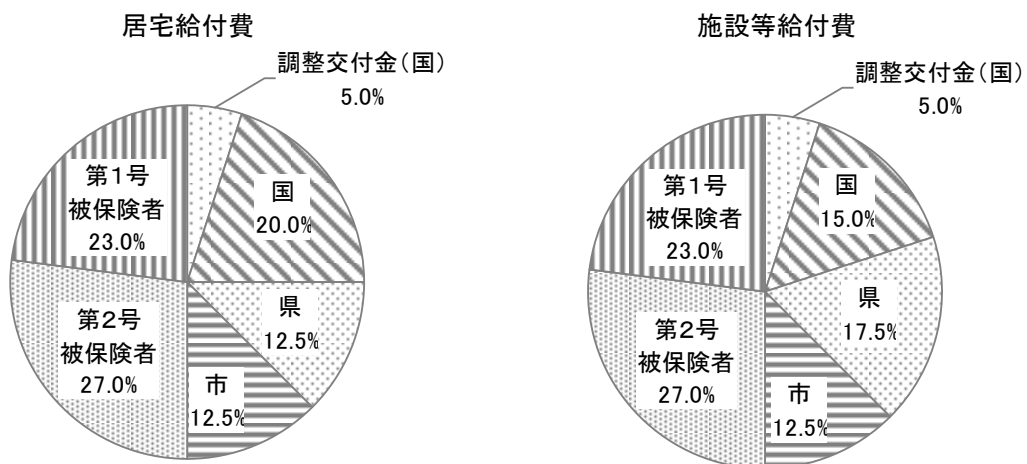
(1) 介護保険の財源内訳

介護保険の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・県・市の負担金、国の調整交付金によって構成されます。

市民の介護保険料で負担する50.0%は、第1号被保険者、第2号被保険者で担います。第1号被保険者の負担は、第7期においては23.0%を担うこととなります。

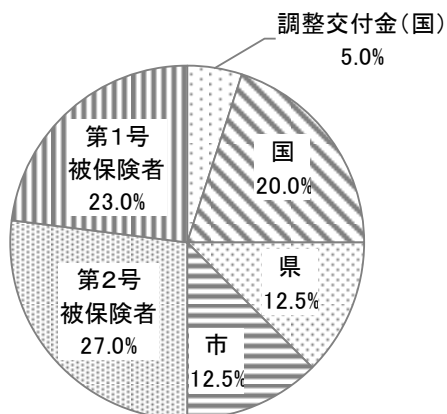
地域支援事業については、包括的支援事業・任意事業は、第2号被保険者の負担がなく、公費負担が77.0%、第1号被保険者の負担割合が23.0%となります。

【介護保険の財源構成】

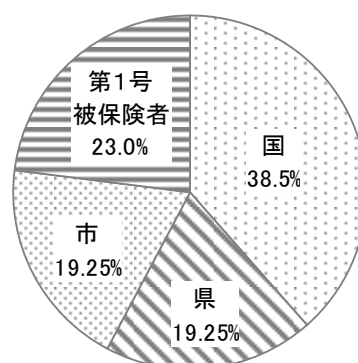


【地域支援事業の財源構成】

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



(2) 所得段階別の人数

本市では、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かい保険料段階とするため、9段階に分けて保険料段階を設定します。

所得段階別の被保険者数は以下のように見込まれます。

【所得段階別第1号被保険者数の推計】

所得段階	構成比	被保険者数の推計（人）			
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
第一段階	11.7%	2,083	2,109	2,126	6,318
第二段階	6.3%	1,121	1,136	1,144	3,401
第三段階	5.3%	944	955	963	2,862
第四段階	21.6%	3,845	3,894	3,924	11,663
第五段階	20.9%	3,721	3,767	3,797	11,285
第六段階	14.9%	2,652	2,686	2,707	8,045
第七段階	9.8%	1,744	1,767	1,780	5,291
第八段階	5.1%	908	919	926	2,753
第九段階	4.4%	783	793	799	2,375
計	100.0%	17,801	18,026	18,166	53,993

(3) 第1号被保険者保険料

第1号被保険者の保険料は次のように計算されます。

第七期においては、要介護認定者の増加に伴う介護サービス利用者の増加、地域密着型サービス及び介護保険施設の基盤整備、介護報酬の改定により給付額が増大するものと見込まれ、それに伴い第1号被保険者保険料としての収納必要額も上昇することが見込まれます。

項目	計算式	金額
①標準給付費		16,830,829,319 円
②地域支援事業費		579,534,000 円
③第1号被保険者負担相当額	$(①+②) \times 23.0\%$	4,004,383,563 円
④調整交付金相当額	$① \times 5.0\%$	円
⑤調整交付金見込額	(今後見込み割合により変動)	円
⑥財政安定化基金拠出金見込額		円
⑦財政安定化基金償還金		円
⑧準備基金取崩額		円
⑨保険料収納必要額	$③+④-⑤+⑥+⑦-⑧$	円
⑩予定保険料収納率		%
⑪所得段階別加入割合補正後被保険者数	各所得段階別見込み人数 ×各所得段階別保険料率	人
⑫保険料・年間	$⑨ \div ⑩ \div ⑪$	円
⑬保険料・月額	$⑫ \div 12$	円

※保険料の空欄について

現在保険料の試算を進めているところでありますが、国からの数値の指示及び施設整備計画などが確定しない状況であるため、公表できる段階ではありません。

市町村の高齢化率や介護認定者の推移、サービス利用状況によって異なっており、それらを総合的に推計し、平成30年3月定例議会で保険料の改定案が審議され決定となる見込みであります。

以上の介護保険事業の費用額の見通しと所得段階別高齢者人口の見通しから計算し、第七期介護保険事業計画期間中の保険料を以下のとおり設定します。

図表 所得段階別の第1号被保険者の保険料

(単位：円)

第六期計画 所得段階	第七期計画 所得段階	対 象 者	保険料割合	保険料
第一段階	第一段階	○生活保護被保護者 ○市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ○市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.5	
第二段階	第二段階	○市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下	基準額×0.75	
第三段階	第三段階	○市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超	基準額×0.75	
第四段階	第四段階	○市民税課税世帯のうち本人が市民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.90	
第五段階	第五段階	○市民税課税世帯のうち本人が市民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超	基準額×1.00	
第六段階	第六段階	○本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	
第七段階	第七段階	○本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が200万円未満	基準額×1.30	
第八段階	第八段階	○本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が300万円未満	基準額×1.50	
第九段階	第九段階	○本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が300万円以上	基準額×1.70	

※保険料の空欄について

現在保険料の試算を進めているところでありますが、国からの数値の指示及び施設整備計画などが確定しない状況であるため、公表できる段階ではありません。

市町村の高齢化率や介護認定者の推移、サービス利用状況によって異なっており、それらを総合的に推計し、平成30年3月定例議会で保険料の改定案が審議され決定となる見込みであります。



第 6 章

計画の推進体制

1 推進体制の整備

この計画の推進に当たっては、高齢者福祉の向上と介護保険事業の円滑な実施と併せて、地域包括ケアシステムの充実を図るため、全庁的に連携を図り、関連する施策担当課と各施策の整合を図り、効率的、効果的に推進します。

また、広報や市ホームページ、その他の媒体を通じて、高齢者福祉や介護保険制度に係る情報提供を行います。

2 人材の育成

地域における保健福祉サービスの充実のために、必要なサービス従事者の人材の確保・定着・育成に向けた取組の推進を図るとともに、国や県等の関係機関とも連携し、研修機会の充実に努めます。

また、地域福祉の推進に不可欠なボランティアや住民組織等について、社会福祉協議会等における支援体制を強化するとともに、市の保健福祉サービスと連携した活動の実施に向けて、研修や指導に取り組みます。

3 地域密着型サービスにおける基盤整備

◎認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者を対象として、専門的なケアを提供するサービス施設で、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、1つの共同生活住居（1ユニット）に9名の家族的な環境の中で食事や入浴など日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを提供します。

今後増加が予想されている認知症高齢者へのサービス施設として、平成32年度の開所を目指します。

整備数 1施設（2ユニット計18人）

◎新しいサービスの検討

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

24 時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、地域の見守りの視点から、関係サービス事業者との連携により、事業実施について検討します。

(2) 看護小規模多機能型居宅介護サービス

複合型サービスについて、ニーズの動向等を踏まえながら、事業実施を検討します。

4 関係行政機関等との連携

保健・医療・福祉分野における関係者等で構成される「地域ケア会議」を各日常生活圏域に設置された地域包括支援センターごとに定期的を開催し、実務レベルでの事業の調整や情報交換、意見交換を活発化することにより情報の共有を図ります。

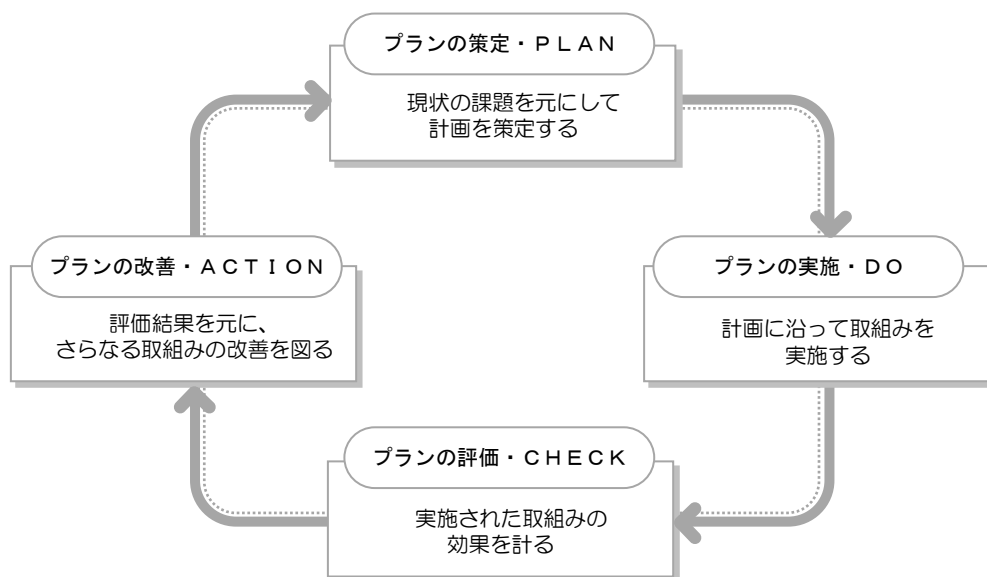
また、「地域包括支援センター運営協議会」など、関連する多様な組織間の連携を強化し、地域包括ケアシステムの推進に向け、高齢者や家族のニーズに即した総合的かつ効果的な高齢者施策の展開が図れるよう体制の強化に努めます。

5 計画の達成状況の点検及び評価

計画の達成状況について、PDCA サイクルの考えに基づき、毎年度、各事業の進捗状況により、事業や施策の展開について点検や評価を行い、必要に応じて見直しながら、効果的な計画となるように努めていきます。

介護保険給付においては、要介護認定等の申請や認定結果のデータなどを活用しながら、寝たきりの高齢者や認知症高齢者など、介護を要する高齢者の人数を適宜把握するとともに、施設サービスや居宅サービス、地域密着型サービスの利用状況、さらにはサービス事業者の事業に関する意向などを確認しながら、各年度において計画の達成状況を点検・評価します。

各施策・事業についても、サービスの利用量やサービス事業者の供給量を確認、分析するだけでなく、利用者が満足するサービスの提供がなされているかなど、アウトカムの視点から施策評価を行い、事業の改善を進め、適正な運用を目指します。



第七期計画では、介護予防・重度化防止等及び介護給付の適正化の取組について、毎年度の目標達成度を測定し、その結果について評価・検証・分析を行い、次年度、次期計画へ反映するため、次の指標を設定します。

【 指標 1 】 介護予防事業参加者数（通いの場設置数及び参加人数）

平成 29 年度実績		平成 32 年度目標
設置数 7 箇所	➔	設置数 25 箇所
参加人数 70 人		参加人数 250

【 指標 2 】 ケアプラン（介護予防ケアマネジメント分）の点検実施件数

平成 29 年度実績		平成 32 年度目標
0 件	➔	25 件

【 指標 3 】 地域ケア会議及び自立支援型地域ケア会議の開催件数

平成 29 年度実績		平成 32 年度目標
地域ケア会議 6 回	➔	12 回
自立支援型地域ケア会議 0 回	➔	6 回